

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
3	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。 このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むと解する市町村と含まないと解する市町村がある。 本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。	平成30年度からの国民健康保険制度の広域化に当たり、事務処理の標準化を推進するものとされている。 施行規則の条文の改正又は国からの通知により認定要件を明確にすることで、同一制度における市町村間の整合性を担保し、対象となる市民の混乱を防止することができる。	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第1項第3号	厚生労働省	川口市		寒川町、多治見市、鳥取県、高松市、熊本市、宮崎市	○左記の通り当該においても、延滞金を含まない取扱いとしているが、明確な判断基準がほしい。
7	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。	本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日間開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日より他に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。 へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要な不可欠な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。	へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域の暮らしに必要な薬局の維持が期待できる。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省業務局長)	厚生労働省	萩市	「平成29年度提案募集」管理番号279番において、へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和について提案があり、医療法を改正中である。医師を対象としているものであるが、へき地においては、医師に限らず、薬剤師も貴重な人材であることから、人材の有効活用においては、本提案も同様の事情である。	山口市、徳島県、高知県	○本市も域内に準無医地区を抱えており、医師及び薬剤師の確保には苦慮しています。このため、薬剤師配置の要件緩和は、必要と考えます。 ○本市では、医療機関への業務委託により、2箇所のへき地診療所を週1日ずつ開設しており、うち1か所が院外処方となっている。 過疎地域では、診療所や薬局の運営、また、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保がすでに難しい状況となっているが、今後も高齢化が進むため、地域での医療体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。 過疎地域における限られた医療資源(人材等)の有効かつ効率的な活用を進めるため、開設日を限定される診療所においては、「管理薬剤師の兼業」を例外として許可いただくなど、過疎地域の実情に合わせた弾力的な運用を提案したい。 ○本県では無薬局の町村が5町村、薬局数1の町村が3町村(県下34市町村中)あるなど、薬局、また薬剤師の地域偏在が課題となっている。 また、「患者のための薬局ビジョン」においては2025年までに全ての薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすことが求められているが、本県では薬局や薬剤師の地域偏在に加え、一人薬剤師の薬局も多く、24時間対応や在宅対応等が困難であるという意見もあり、地域の薬局が地域で連携し、地域全体でかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組みづくりが必要となっている。 このようなことから、薬局が地域においてかかりつけ薬局機能を発揮し、地域医療を維持していくためにも、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう、許可要件の緩和が必要と考えます。 ○本県においても薬剤師の確保に苦慮している中山間地域がある。 高齢者のポリファーマシー等の課題に対応するためにも、地域の医療を支える一員として、薬剤師の役割は大きいことから、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域に必要な薬局の維持や薬剤師の確保が期待できる。
8	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。 こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。 このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要があるなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省	広島市、広島県	仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市	○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れている受給者がいる可能性がある。 ○休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。 ○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。 ○平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したものの、照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。 ○休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可能性がある。 その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。 ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。 ○本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考える。 ○本市においても、平成26年度以降、休業補償給付が3件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。 現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。 ○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要があるなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。	

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
14	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)の通知の明確化もしくは見直し	火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限られるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。 一方近年はPFI手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。 この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。 近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、上回る分については何らかの対応が必要になる。 その対応としては、能力に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。	民間事業者が多様に運営できる環境を提供することで、大規模地震等の災害時には柔軟な対応ができることから、被災者へは迅速な支援を行うことができ、また、国・地方自治体にとっても効率的な行政を行うこととなる。 なお、民間事業者の多様な運営として、例えば火葬待ちの生じている都心部から遺体を搬送し地方で火葬する事業が成り立てば、都心部の火葬待ちの解決と地方での利益還元が期待できる。	・墓地、埋葬等に関する法律 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取り扱いについて(昭和43年4月5日環衛第8058号)	厚生労働省	富山市		三条市	○火葬場の設置・運営については、法の趣旨から自治体が行っている。特に施設の管理運営については、民間に委託や指定管理者制度を導入しており多大な経費が必要となる。当市においても指定管理者制度を導入しているが、財政負担が大きいことから民間事業者の参入について、通知の見直し等を求める。
15	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け	総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。 火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓理法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。 そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。 国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。 自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。 高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。 なお、下水道事業では平成27年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。	国の財政的支援が無いなかで自治体が火葬場の整備・運営を行うよりも、PFI制度等を活用して民間事業者のノウハウを活かし、広域的に整備・運営を行えば、資源の集中投資と効率的な施設運営となる。利用者へはサービスの向上、国・地方自治体には行政事務の効率化と費用対効果の向上となる。	・墓地、埋葬等に関する法律	厚生労働省	富山市		徳島県、大村市	○広域化への協議の場として協議会制度を位置づけること、国の技術的、財政的な支援を積極的に行うことは必要と考える。 ○協議会の設置により、広域的な連携議論が進むことになり、行政運営の合理化が期待できる。 なお、各自治体の施設の更新時期が異なるため、国の強い指導がなければ進まないと思われる。 ○火葬場の運営基盤強化の方策としては、まずは広域化(15の要望)やPFI、建設・維持等に対する補助金制度等を国に求めるなどを検討すべきと考えており、各市町村の求めに応じて、広域化に向けた協議会等の検討の場を設けることは賛同できる。
18	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分が必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険料の滞納処分についての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国」と地方団体との税務行政運営上の協力についての「了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 地方税法第20条の11	総務省、財務省、厚生労働省	松江市		船橋市、横浜 市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市	○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。 また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。 ○国民健康保険料の滞納処分についての調査のため、国税徴収法第146条の2により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。 ○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力にに応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。 ○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
19	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。	福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要があることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。	センターにおける安定的な人材の確保に資するとともに、看護師を配置しやすくなることで、医療的ケアを必要とする子ども等がより安心してセンターを利用できるようになる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	伊佐市、阿久根市、霧島市		江戸川区、綾瀬市、出雲市、大分県	○平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。 今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、本件のような基準緩和は必要と考える。 また、昨年、医療的ケア児の人数が増加している状況から、主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センターでなくても、看護師を配置すれば、医療的ケア対象児のみならず、医療的ケア対象外の児童にも適切な支援が提供できるものと考ええる。 ○福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、看護師も従業員数に含めることになれば、同センターでの医療的ケア児の受け入れも進むと思われる。特に当県内には医療型児童発達支援センターがないため、基準の緩和を求める。 ○本市では、児童発達支援センターの設置を平成31年12月開設に向けて進めている。 様々な障害や医療的ケアが必要な児童がセンターを利用することが想定されるため、個々の状態に応じた支援が可能となる習熟した看護師の常駐が不可欠と考えている。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンター以外では看護師が求められる従業員に含めることができない。 主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことが可能となれば、様々な障害を持つ児童や医療的ケアが必要な児童がより安心してセンターを利用することができるようになる。 ○福祉型児童発達支援センターに看護師を配置したいが、従業員数に含めることができないため、配置ができていない。看護師を配置することで、他の従業員が安心して子どもの支援ができるようになり、医療ケア児の受け入れが可能となる。
21	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。 【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間＝525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年＝1,050時間(2年間の勤務時間)	地域の実情に応じて自治体の裁量で2年以上に相当する総勤務時間数を判断できることが明確になれば、より支援員資格の取得が促進される。 なお、平成29年度放課後児童支援員認定資格研修の受験資格要件が仮に2,000時間ではなく1,000時間であった場合、豊田市では受講できる人数がおよそ25人増える。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条	厚生労働省	豊田市		ひたちなか市、南砺市、山県市、西宮市、高知県、松浦市	○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。 ○本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。 【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間＝525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年＝1,050時間(2年間の勤務時間) ○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。 ○資格を持っていない者が2,000時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を過ぎることが多く、有資格者の人数確保に困難を感じている。 ○児童数の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の存続に関わる大きな問題であり、当市においても該当者は少なくなく、受験資格要件にかかる時間の縮減を望む。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
23	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	・現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。 ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。 ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化 ・更新申請用の臨個票の内容は、重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。 ②更新申請時の臨床調査個人票の添付の省略化 ・疾患の種類や症状の程度により、重症度が重度となり、症状の改善が見込めない場合は臨個票の提出を複数年に1度とするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	厚生労働省	鳥根県、中国地方知事会		北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、川崎市、新潟市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋、京都市、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県	○提案のとおり臨床調査個人票の内容が詳細かつ大量であるため、萩市直営の医療機関においても、その作成時の負担は大きい。 ○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を画から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。 また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。 以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。 ○本県においても、「臨床調査個人票(臨個票)」の作成及び審査に係る負担はとても大きい。臨個票の内容の簡素化や提出年度緩和は、申請者の負担も軽減はもとより、医療機関及び行政の大幅な負担軽減に繋がると思われる。 ○【現状認識】 ①指定難病では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。 ②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。 また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査することも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受診者への不利益となる。 【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】 ①臨個票は、症状が重いつきの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。 ②①のとおり、臨個票は症状が重いつきの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。 ○本市においても、難病指定医等から現行の臨床調査個人票は記載が必要な内容が多すぎるとの指摘を受けているが、簡素化することについては検証が必要であると考えている。 ○過去、県審査会の意見を聞き、進行性の難病等については複数年の受給期間の付与を要望しており、当該要望の趣旨は当県の過去の要望に沿うものと思慮される。 ○本道においては受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。 (年間更新件数 約30,000件(札幌市除く)) ○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度の簡素化を検討いただきたい。 ○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。 また、毎年の更新申請の都度、臨床調査個人票が必要とすることが申請者の負担となっていることについても提案団体と同様である。 臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡素化や省略化ができれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながるものと考えられる。 ○更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化及び添付の省略化については、本市においても同様に支障があり、制度改正が出来れば負担軽減が図れると考えられる。 ○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。 ○①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化 短期間に更新申請受付から受給者証発送までの一連の作業を実施するにあたり、臨個票の内容は複雑であり、指定医の記載誤りも多く、修正や追記依頼等、行政の事務的作業が大きい。 重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。 ○平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。 事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。 ○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。 ○臨床調査個人票については、記載する項目が多く負担が大きくなっている。記載が必要な項目が分りにくい等と難病指定医から御意見をいただいている。 手続きについては、必要書類が多く負担が大きいと申請者からの問合せがある。保健所の受付窓口でも、手続きが煩雑である等の御意見があり、対応に時間をとられている。 臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。 ○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。 このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。 ○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定となる。 重症患者の臨床調査個人票の添付については、事案に応じて、例えば人工呼吸器装着患者で離脱の見込みがないと診断された患者等については更新ごとの提出を緩和することにより、患者の負担軽減になる。 ○【大分県】 有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。治療方法が確立しておらず長期的療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。 ○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
26	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用に当たったの留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 ○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者としては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。 【参考】 ○当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望書受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 園域ごとに地域医療構想調整会議で議論 平成28年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、園域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果を合わせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29年度県計画(案)として承認 平成28年10月～ 1月 29年度県予算編成 平成29年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング 平成29年8月1日 交付額内示、要綱等発出 平成29年9月29日 29年度県計画書提出締切 平成29年10月～ 平成29年度事業開始	補助事業実施事業者による事業の早期着手及び事業期間の確保が可能となることで、効果的な事業実施が期待できる。	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)	厚生労働省	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県		福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、福沢市、島根県	○地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、提案の内容を支持する。 ○同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。 (例①〔全国衛生部長会 平成30年2月重点要望・平成30年5月要望〕地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、・・・ 例②〔全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会 平成30年7月頃要望予定〕都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、・・・) 【参考】平成28年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュール」に関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。(実態としては、回答のとおりには全くなっていない。) ○補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。 ○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。 事業期間の確保のため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。 ○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。 地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。 経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をすスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。 以上より主に次の2点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。	経過措置が延長されることにより、平成32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童の増加の抑制につながる。 また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3歳未満児の保育教諭になることができるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズが高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設で31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育士などへ配置転換することを検討している。 本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱い、は、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が集まっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○本市においても、同様の支障があることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の併有を奨励しているところではありますが、保育士・保育教諭の人員不足が全国的な課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくる考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
34	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後等デイサービ ス利用対象児童の拡 大	現行規定では、学校教育法第一 条に規定する学校に通う児童の みが放課後等デイサービスを受 けることができるが、学校教育法 第二百二十四条に規定する専修学 校に通う児童においても、放課後 等デイサービスを受けることを可 能とするよう児童福祉法の基準の 緩和を求める。	専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が 見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第 一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達 支援の指定は受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。そ の後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の 相談があったが、本人の誕生日が5月であり、既に18歳に到達していたため、 結局は利用には至らなかった。 このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用 できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほと んどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育 法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更す る必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまう ことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばな らず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与 えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。 さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例 要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途 中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。	児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業 後も引き続き放課後等デイサービスを利用することが可能となり、公正・公平 な安定的サービスを提供することができるようになる。	・児童福祉法第四条、 第六条の二の二、第 二十一の五の十三 ・学校教育法第一条、 第二百二十四条	厚生労働省	東大阪市		福島県、貝塚 市、伊丹市、出 雲市、府中町、 宮崎市	○地域における課題 15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。 ○放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したた め、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをし た。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指 定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は 18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定して いた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族 や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、 放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学 校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないた め、誕生日までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の 進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対 応できるように改善していただきたい。 ○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、 放課後デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。 ○近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がいの児童においても、専修 学校における受け入れが増えているため、制度改革の必要性があるものと考える。 ○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在 籍する学齢児に対して、放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。

別添1

管理番号

提案区分

区分

分野

提案事項
(事項名)

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果
(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)

根拠法令等

制度の所管・関係府省

団体名

その他
(特記事項)

<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

団体名

支障事例

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田原市、八幡市、大津市、京都市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

北海道・仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、綾馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、田

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
38	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業 の開設に係る手続き について	保育所や小規模保育事業の認可 については、「市町村子ども・子育て 支援事業計画」に基づいての需 給調整が認められているが、企業 主導型保育事業は制度上認可外 保育施設であり、この需給調整の 対象とはならない。 地域のニーズ調査等に基づき策 定している事業計画との整合性を 図り、有効かつ効率的に整備を進 めること、また既存の保育園や企 業主導型保育事業所が安定的に 運営できる必要があることから、 企業主導型保育事業の開設に当 たり、「地域枠」を設ける際には、 自治体へ事前協議を行うようにさ れたい。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは 事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制 度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、 保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地 域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給 過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッ チが生じている。	(1)企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不 足する地域への整備に似む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。 (2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をより的確に把握 することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。	企業主導型保育事業 費補助金実施要綱 第3の2の4(1)	内閣府、厚生労働省	京都市、滋 賀県、堺 市、兵庫 県、神戸 市、鳥取 県、徳島県		いわき市、豊田 市、池田市、山 口県、高松市	○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に 待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけ は空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合に「地域 枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようにすべきであると考ええる。 ○自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設さ れ、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じることがある。 ○「平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申 請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズ を踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このこ とにより、当市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相 談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事 前相談の機会を設けることは望ましい。 ○現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われ る。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定 するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められてお らず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に苦慮している。 ○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じ る等支障がある。
40	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	飼い主登録を徹底す るための登録窓口の 一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市 町村、AIPO(動物ID普及推進会) の他、任意団体等が窓口となっ ている飼い主登録について一元化 を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病 予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となってお り、双方の推進の妨げとなっている。 特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着 のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担して おり、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 (〔参考〕犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップの データ登録料1,000円(チップ装着代等は別)) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿へ の記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市 町村側の負担も少ないと思われる。 また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されるこ とで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップ の登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保 護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予 防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対 策にもつながる。	・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。 ・飼い主の費用負担が軽減される。	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理 に関する法律第7条 動物が自己の所有に 係るものであることを 明らかにするための措 置について (平成18 年1月20日環 境省告示第 23 号)第 4(2)イ	厚生労働省、環境省	徳島県、兵 庫県、神戸 市、和歌山 県、愛媛 県、高知県		福島県、新潟 市、神山町、高 松市	○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未 登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある 。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれ ば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応 に効果があると考ええる。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効 果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。 ○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬 へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬 の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所 有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイク ロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。 ○各市町村で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理してい ることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる 可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等 データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現 在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書によ り登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれ ば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の 管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や 費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで 照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図 ることができる。 ○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬 猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。 ○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が 困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、 迅速に飼い主の特定を行うことができる。
47	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後健全育成事業 に係る放課後児童支 援員の資格要件の対 象者の拡大	放課後児童支援員の資格要件 に、沖縄県(各都道府県)の基準 を満たす旨の証明を有している認 可外保育施設で2年以上従事し ている場合であれば、実務経験を 必要とする資格要件の対象者とし て認められるよう明確化して頂き たい。	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である 「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置す る必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小 中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業生等であって児童福祉事 業に2年以上従事した者、高等学校卒業生等であって放課後児童健全育成事 業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認めたも の、が定められている。 この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が 不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対 象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。 沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事 業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新増設 する民間事業所が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対 応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる 必要があると考える。	認可外保育施設での実務経験者を人材として有効的に活用することができ る。また、民間の放課後児童クラブにおいて新設クラブの開設や拡充をする 際も、人材確保が見込めるため、円滑に新増設を行うことが可能となる。	放課後児童健全育成 事業の設備及び運営 に関する基準	厚生労働省	うるま市		高松市、高知 県、沖縄県	○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要 とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件 の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の 確保が容易になる。 ○本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮しているところであり、 基準に規定されている資格要件の解釈の拡大については、人員を確保する上で重 要と考える。 ○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している 等、特に中山間地域で人材が不足している現状にある。現時点では本個別事業と同様の 支障事例を承知していないが、本制度が規模や周辺環境などが異なる多種多様な全 国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じてい る状況は見直されるべきと考える。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
49	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護保険法第24条 の2第2項に係る調査 業務を地方自治体が 指定市町村事務受託 法人に委託する際の 職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」、「初任者研修(旧ヘルパー2級)」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び各市で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。 しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でない調査はできない状況である。 介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。 このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。 実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。	住民の利便性については、介護認定の調査業務が円滑に進むことにより、認定機関期間の短縮につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進にもなる。 行政としても、調査員の長期雇用により人件費の高騰や事務スペースの確保などの課題があるが、調査業務の委託化により、市で任用している臨時職員の人件費削減や事務スペースの狭隘化解消にもつながる。	介護保険法第24条の2第2項	厚生労働省	所沢市	資料1 介護認定調査員の職員資格要件緩和 県で開催されている研修について.pdf	石岡市、八王子市、山梨市、名古屋市、豊田市、田原市、神戸市、伊予市、宮崎市	○現在、当市では、社会福祉法人に訪問調査業務(更新・区分変更)を委託している。調査業務を外部委託する場合、調査員の資格が、介護保険法第24条の2第2項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、難儀している。 また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務(新規)の委託を検討しているが、ここでも受託者にとって、介護支援専門員の人員確保が支障となる。受託法人委託する際、職員の資格要件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につながり、行政としても、調査業務を外部へ委託することで、時間外勤務等の人件費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。 ○本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約1,000件/月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていることから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが現状である。 また、平成30年度に介護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者(東京都における合格者の69%程度)の受験資格が削減したことにより、介護支援専門員の受験者数及び合格者数の減少が考えられ、認定調査業務を行う介護支援専門員数の大幅な伸びは見込めない。2025年には団塊の世代が75歳を迎え、介護保険制度を必要とする被保険者の数が増加すると見込まれる。上記のような理由から、国家資格等を有し、一定の専門知識を有する者については、必ずしも介護支援専門員の資格を必要としない制度改正により、認定調査員の担い手を増やすことが望まれる。 ※特に病院入院中の新規申請や区分変更申請等に対し、看護師や准看護師による認定調査を実施することができれば、退院後の被保険者の生活に備えた、効果的な調査体制になるものと考ええる。 ○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。 ○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。 ○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託している。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。 ○当市は平成30年度から認定調査の一部を事務受託法人しているが、市内社協には受けてもらえず、委託先をプロボローザルにより民間事業者に決定した。しかしながら、全国的に、認定調査を受託可能な民間事業者はほとんどないことから、調査員資格を「国家資格所持者(看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または社会福祉士、介護福祉士)」まで拡大すれば民間事業者は増えてくると思われ、契約の際にも競争性を持たせることが可能となる。調査員の拡充により、市民への結果通知の日数短縮が見込める。当市が契約している事務受託法人においても人材不足は生じているため、資格拡大により調査員確保は期待できと思う。
52	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	重度訪問介護の訪問 先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ベッドボルトを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。 ○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。 ○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できないことは、公平とはいえない。	重度訪問介護の訪問先に係る制限を緩和することにより、重度障害者の社会参加を支援することが可能となる。	障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2	厚生労働省	さいたま市		川崎市、京都市、宮崎市	○先天性難病により、人工呼吸器装着、顔回たんだ吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能ならた大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当たっての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてはまでは求られず、結果として就職の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は稀な状況の中、特設の医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める
54	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の 設備及び運営に 関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める。②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める。③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中にあるため、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。 ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	内閣府、厚生労働省	さいたま市	【参考】家庭的保育事業 さいたま市認可外施設要綱	仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山梨市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県	○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。 ○連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めるなどが必要と思われる。なお、当市には提案事項の2点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。 ○保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増えており、3歳児の定員は、その施設の持ち上りの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。 ○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。 ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
55	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省	南房総市、水戸市		川崎市、山梨市、玉野市、東温市、松浦市	〇本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。
59	B 地方に対する 規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでには、他法律(資金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。		中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	〇今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや資金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 〇反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 〇本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 〇認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
66	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用	児童館については、児童福祉施設設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。また、「児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名＋補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。	現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。	小型児童館について、「児童の遊びを指導する者」1名＋補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制での運営が可能となることで以下の効果が期待できる。現在、資格は持っていないが、将来的に子どもに関わる仕事に就きたい方への就労の機会拡充、またその後の有資格者になるための意欲向上にもつながる。児童館に配置する「児童の遊びを有する者」のうち、保育士等の有資格者が他の児童福祉事業等に従事することができ、全国的な問題となっている。保育士不足による待機児童問題や、保育所の存続問題など、様々な児童福祉行政が抱える問題解決への一助となる。	児童福祉施設設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条、児童館設置運営要綱	厚生労働省	砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町		石岡市、松戸市、山梨市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎市、沖縄県	〇保育園等への人材配置が優先され、児童館運営のための人材確保が困難になっている。当市では、指定管理で児童館を運営しているが、指定業者からも人材確保に苦慮しているという話があり、児童館の存続にも影響してきている。 〇保育士が不足しているなかで、児童館を運営していくためには児童厚生員(児童の遊びを指導する者)を2名配置しなければならぬ。この要件を緩和することで、児童館運営の一助となることが期待できる。 〇本市の児童館は、小型児童館に位置づけられ、保育士等の有資格者を常時2名以上配置している(職員数:正規3名うち保育士2名、非常勤4名うち保育士3名・教員1名)。こうした現状を踏まえ、当該提案により制度改正が図られることで、今後児童館機能施設の拡充を進める上で柔軟な職員配置に資するものと考えられる。 〇本市で運営する児童館においても2名の児童厚生員を配置している状況であるが、職員の配置基準を弾力的に運用可能であれば、余剰人員を不足する放課後児童クラブ等へ配置することが可能となるため、待機児童対策に繋がるものと考ええる。 〇本県でも児童館職員(保育士)を確保できずに今年度4月から休館している児童館がある。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
67	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護予防・日常生活 支援総合事業の事業 所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるよう求めるもの	介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。 現在、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてくているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	指定基準を同じくする市町村のうち、希望する市町村において指定申請書を広域的で受理・認定を行うことができるようになれば、事業所では、一箇所に指定申請することで、申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、申請先を誤認するといった事例も減少すると考えられる。 また、市町村においては事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られる。	介護保険法	厚生労働省	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町		米沢市、福島県、綾瀬市、山根市、三島市、田原市、芦屋市、伊丹市、筑後市	○予防給付からの移行によって、これまで利用できていた利用者についても住所地特例者を除き、事業者が指定を受けなければ利用できない状況となり、今後においても指定漏れのリスクもあり、また事業者・指定権者双方の事務が増大したことは事実であり課題である。当市でも、市町村境での相互利用は現実として相当数あるため、これまでの従前相当サービスについては、基準・介護報酬を共通化して所在地で指定事務を執るほうが効率的であると考ええる。また、地域密着型サービスについても全く同様の考えである。 ○当市においても平成29年度から総合事業を開始し、現在、介護予防訪問(通所)介護相当サービス提供を当市の住民に対して行う事業所が82か所ある。そのうち、35事業所が他市町村に所在地があるが、みなし更新の期間終了に伴い、そのすべての事業所より指定更新を受け付けた。介護予防訪問(通所)介護相当サービスは、基本的には全国一律の基準となっているはずなので、所在地の市町村にて指定を受けた場合、希望する近隣市町村でもサービス提供が行うことが出来るようになれば、事業所は申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、少数の利用者の市町村に対する申請忘れによるサービス提供不能などの事態を防ぐことができる。また、市町村においても、事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られると考えられる。 ○市町村と事業所の負担軽減を図るという考え方は良いと思うが、手続き等の申請先が中核市に集中することから、ある程度の基準を定める必要があると考ええる。 ○左記に記載されている通り、事業者は、サービスを受ける方が所在する自治体すべてに申請をする必要があることから、申請ミスや申請漏れが起きている。 ○本市においても、市内外において通所75事業所訪問65事業所の指定申請を受け付けており、事務の負担が増加している。 ○本県においても、総合事業の事業所の指定が原因での4月以降のサービスの請求エラーが数多く出ている。本県では特に原発避難者特例法による指定を受けている市町村があるため、より複雑化し、事業所や市町村でも混乱している状況である。少しでも事業所及び市町村の事務量を減らすことができる体制が必要。 ○町村部においては、人員が少ないため、指定担当の職員を置けず、他の業務の傍ら、指定事務を行っている。当町においても、多量の書類の確認・管理を一人の職員が行う状況が生じており、指定事務の負担は大きい。職員の事務負担及び同一書類を多量に用意する事業所の手間を軽減するため、事務の簡略化・広域化が望まれる。 ○当市においても、近隣自治体へいくつも指定申請を出される事業所があり、事務負担の大きさや申請洩れなどの不安が多かった。保険者としても広域的な受理・認定が可能になれば、事務負担が大きく軽減される。 ○当市においても、平成29年度から総合事業を開始しており同様の支障事例が生じている。当市における指定事業所数に関しては、市内事業所数が56に対し、市外事業所数は53となっている。これは市町村の事務的負担の増加だけではなく、人材不足が大きな問題となっている事業所にとっても相当な負担であると考えられる。また、指定に係る必要書類及びサービス名称についても他市町村間で異なっていることも事業所への負担を増大させている要因であると考えられる。よって、指定基準が同じである場合であって、希望する市町村において指定申請書を広域的に受理・認定を行うことに対して賛同する。今後の課題としては、各市町村によってサービス名称及び指定に係る必要書類も異なることから、統一に向けた整備を行っていく必要があると考えられる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
70	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 ・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもの受入れ枠の拡大にも繋がり、速やかな待機児童解消対策が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29 年度補正予算及び平成30 年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働省	守口市		旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市	○事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度(安心こども基金)と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図りたい。 ○本市においても、現在の実施設計の取扱いでは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。 本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。 以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直し希望する。 ○整備に係る入れ、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。 そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手(契約)を対象とすべきと考える。 ○現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ○理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることとなることから 本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。 結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度とも国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。 ○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となると実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。 法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。 ○本市においても同様の支障事例がある。 待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入れや工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。 ○内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけではなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。 よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。 ○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何度も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。 保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。 ○近年、国において、前年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入れ不調などの事故が生じた場合に、更なる繰り越しが必要となるが、この繰り越し手続は非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。 また、見積り書や予定額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えることもでき、後の事務手続が簡易となる。 対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると考える。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
83	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	老人福祉に係る「基準 省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令」に規定され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を設けている。 このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。 しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブリックコメントも実施できない)。 このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。 【県民・事業者の不利益】 新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要がある。 しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。 さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	介護保険法	厚生労働省	神奈川県		宮城県、秋田市、米沢市、福島県、千葉県、習志野市、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、海老名市、石川県、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、芦屋市、岡山市、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎市	〇本市においても、地域の実情や政策課題を背景に、市の条例に独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、市民参加条例に基づき、十分な時間をかけ、関係機関などと検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布が遅れたために検討を重ねる時間が確保できず、「基準省令」を条例に落とし込む事務作業に注力せざるを得なかった。(条例の概要に係るパブリックコメントも実施できなかった。) 〇創設された介護医療院は、市内の指定介護療養型医療施設の転換先の1つとして注目されており、市は、転換を検討している事業者に対して速やかに制度に関する情報提供をする必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できなかったほか、独自の基準などについて検討する時間が不十分なまま、条例の施行を迎えた。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた市規則の改正が4月1日の施行であったため、十分な時間が確保できない事態となった。さらに、介護医療院を含めて全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知発出も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定を諦める事業者もあった。 〇介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、条例、規則の改正が4月1日に間に合わない。 〇条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。 〇新たな介護保険施設である介護医療院については速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があったが、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できない状況となった。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)や4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定届出期間を延長せざるをえなくなり、事業者への周知や事務対応に苦慮することとなった。 〇条例等の制定や事業者への周知に十分な期間を確保できるようにしていただきたい。 〇地域密着型サービス事業者・介護支援事業者・居宅介護支援事業者についても同様に条例改正にあたっての時間がなく、パブリックも実施できない。そのため、参酌基準について十分に検討できない。 〇本市においても制度改正に伴う省令改正等の通知が遅くなっていることにより、事業所から苦情が出ているほか、当初からの加算取得をあきらめているケースはある。また、行政による様式の整備等も間に合わず、事業所にかんがりの負担を強いている。 〇4月1日施行の基準条例改正に当たり、2月議会提出のスケジュールからパブリックを行う時間的余裕がなく、基準省令と併りの条例制定を余儀なくされ、県として参酌基準について盛り込むことができなかった。また、4月1日からの新基準や介護報酬改定に係る告示、報酬通知の大幅な遅れにより、介護事業所等の加算算定に係る事務処理等に混乱を生じさせ、県への問い合わせも相次いだ。 〇介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったため、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。また、4月以降の介護報酬の告示やその解釈に係る通知が3月22日となったことから、介護サービス事業者の中には、4月からの新加算等の届出が間に合わなかったところも出ている。 〇基準条例を制定、報酬改定に伴う届出を改正する場合は、基準条例の施行準備や事業者への周知期間を要するが、今回の平成30年度報酬改定に伴う基準条例改正の一部が4月1日施行に間に合わない事態や事業者への周知期間が十分にでない状態であった。 〇基準省令の内容を確認し、地域の実情に合わせた条例を制定するためには、内容の検討や周知期間の設定など十分な時間をかける必要がある。そのためには基準省令の早期公布が必須であるため、是非ご検討頂きたい。 〇地域密着型サービス時に係る条例改正の議会手続き、法令審査、パブリックコメント募集等に関して時間を確保できず、事務処理を適正に行う上での影響は大きい。 〇新介護保険法(平成29年6月2日公布)附則第16条において、第107条第1項の許可の手続きを施行日前においても行うことができると規定されているが、「基準省令」や「報酬告示」等の公布が遅れた結果、本市介護療養型医療施設の運営法人は、基準等が不明確な介護医療院への転換でなく、介護療養型医療施設の更新を行わざるを得ない状況であった。(不要な書類作成及び不要な手数料徴収) 本市としても条例の公布が遅れ、法人が十分検討できるだけの期間を確保できなかったため、附則で規定されている事項について、法人へ説明ができない状況があった。また、報酬告示やその解釈通知の公布が3月22日であったことから、介護サービス事業者等から、4月からの新加算等について十分な準備ができないという意見があった。 〇基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の讀書の作成にも影響が出るため。 〇神奈川県と同様の支障が本市でも生じている。また、介護保険法が改正され、新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設許可申請等に係る手数料を定める必要があったが、基準省令の交付が遅れた結果、市議会に諮る時間がなく、市長専決をせざるを得なかった。 〇条例改正が本県2月議会の閉会後となったことから、県条例を改正すべき一部規定が4月1日の改正法施行に間に合わなかった。6月県議会に再度条例改正案を提出するといった業務負担が生じている。 〇条例の制定や改正を行うにあたり、根拠となる基準省令等の交付が遅れることで業務に支障が出る他、事業所やサービス利用者への影響も心配される。制度の理解や周知(市も事業所も)、運用や整備のため一定の経過措置期間が必要である。今期の事例では、条例制定の締め切りのほうが早かったため、省令が出る前に文章は推測で作成しなければならなかった。 〇基準省令の改正については、公布前に原案の提供がされたため、これを基に条例改正等の事務を進めたが、事業者への周知期間は十分確保されたとは必ずしもいえないことから、早期の公布が望ましい。 〇介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったことで、市条例の改正が専決処分となった。 また、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示や報酬通知も3月22日となったことから、変更届やそれに伴う必要書類の市の様式の作成、事業所への周知、事業所による作成・提出、市での審査、国保連への伝送に至るまでを1月ですることとなり、実際に国保連請求について混乱が生じた。 〇今回、「基準省令」の公布遅延により、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブリックも短縮して実施)。新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対して、速やかに制度を周知する必要がある。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の対応策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になった。また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。 〇基準省令の公布が遅れたため、条例改正等の事務が他の年度末の事務と重なり、業務量が膨大となった。また、省令改正に伴う新加算の算定内容等について、事業者への周知が遅れたため、書類提出期間が短くなり事業者側の混乱も招いた。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
84	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。 「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かされていない。 【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。 しかし、廻りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。 【働き方改革への対応】 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間・膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	児童福祉法、障害者総合支援法	厚生労働省	神奈川県		旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋市長、名古屋市、城陽市、和歌山市、鳥取県、岡山県、府中市、防府市、愛媛県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市	○省令改正に係るパブリックコメント関連資料が12月中旬に送付され、この時点で全体の概略が判明したが、省令改正案だけでは詳細が分からないため、制度の詳細な内容の理解及び市の基準条例改正に係る検討を暗中模索の中行うとする事になった。 ○当然にして議会スケジュール等を勘案して、正規のパブリックコメントを実施する十分な期間もなく、障害者地域自立支援協議会委員への意見聴取に代えることで対応したが、地方分権の趣旨からして、また、市民参加の観点からしても苛内の実であった。 ○省令改正の内容はもとより、新事業の内容や報酬について、事業者からの問い合わせも多く、対応に苦慮したが、県担当者に確認しても回答を得られない状態や詳細が不明なままの状態が3月末になっても続き、4月1日からの新規事業者指定に係る準備や周知が不十分となり、事業者、市民へ多大なる迷惑をかけた。 ○自治体の中には、事業者に対し、4月1日指定を事実上断ったところもあると聞いている。 ○そもそも、社会福祉審議会の設置スケジュールが平成30年5月2日までには設定されていること自体無理がある。 ○法改正が平成28年5月になされているにもかかわらず、省令改正の遅れによる地方分権の趣旨が反映できていない状況は明らかであり、今後は早期の制度設計を願っていたきたい。 ○基準省令は条例への委任規定を設けているが、4月施行の場合であっても、1月以降にならないと公布されないため、地域の実情に応じた内容を検討する十分な時間が確保されていない。 ○基準省令の公布が遅くなる分、市内事業者等への事前周知が遅くなり、事業所の新サービスの導入等を妨げとなる場合がある。 ○基準省令改正に伴う条例改正については議会の了承を得る必要があるが、議会に間に合わせるためには短期間で膨大な作業を完了させなければならないため、その対応に苦慮している。 ○国による全国障害児福祉の調査が、例年3月初旬になり、その情報に基づき事業所に周知するための説明会を開催しているが、大きな会場を予約するための確保が必須といふことで、いつも年度末ぎりぎりになる。そこからの対応となると現実的に4月からの運用は難しい。 ○県民・事業者への対応、施行を1年先に延ばすことは出来ないのか。 ○制度改正に伴う基準省令の公布が遅くなることにより、職員が内容を理解する時間が十分に確保できず、事業者からの問合せへの対応や十分な周知を行うことに苦慮している。結果として、事業者が新たな障害福祉サービスへの参入を躊躇するなど、本市の障害福祉サービス等の充実につながらず、制度改正の趣旨が活かされていない。 ○早期に公布することで、職員及び事業者が準備できる十分な期間を確保する必要がある。 ○年度内に条例を改正する必要があることから、現在の障害児者福祉に係る基準省令の公布日では作業時間を十分に確保することができず、条例に地域の実情を反映させることが困難である。また、障害福祉サービス利用者はもとより、関係機関や事業者等への周知期間も確保することができず、制度の円滑な運用に不安がある。また、短期間に集中して作業を行う必要があることから、関係職員はその期間中、連続して長時間労働を行わざるを得ず、心身に多大な負担が生じているのが現状である。このことから、障害児者福祉に係る基準省令について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 ○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。 また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。 ○制度改正などの施行にあたり、障害福祉サービス等利用者や関係機関、事業者等における十分な周知期間が確保できていない。 また、自治体においては、基準省令改正を受けた条例改正等の作業についても、十分な準備期間が確保されていない。 ○「基準省令」の公布時期が遅いため、制度施行に伴って条例改正を行う際には議会提案にようやく間に合わせる程度の時間しかなく、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保できないため、地方分権の趣旨を実現することが困難な状況となっている。 また、障害福祉サービス等利用者や事業者等への十分な周知期間がなく、制度施行前には新サービスの指定情報提供がでなかった。結果として制度施行時から利用者が新サービスを利用できる機会を確保できていない状況となっている。 ○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布され、内容によっては、「市町村判断」として地域の実情に応じた内容を検討する必要があるが、その時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かされていない。 ○早期の周知や十分な知識を習得する時間がないまま施行するため、各事業所からの問い合わせ対応に追われた際、調査等に膨大な時間を割けざるを得なくなるため、長時間労働につながる。 ○条例の公布数が多数であった場合、短期間ですべてを網羅することは難しく、関係機関からの問い合わせに対して誤った対応をする原因となり、その後のトラブルにつながりかねない。 ○神奈川県と同様に、障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 ○改正内容の詳細(Q&A等)について、市町村や事業所への情報提供次第が例年年度末頃になるため、新設された加算措置等への対応が間に合わないケースが多く見られる。 ○平成30年度から児童福祉法において居宅訪問型児童発達支援が創設されたが、基準省令や支給決定に係る通知等の発出が遅れたため予定がでなかった。 ○制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。 しかし、廻りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会が十分に確保することができない実情がある。 また、関係する行政職員においては、基準省令改正を受けた条例改正作業等について、短期間に膨大な作業が発生し、長時間労働を余儀なくされている現状がある。 ○X04.1への法改正・報酬改定により自治体でも対応に追われた。制度の変更内容の解釈の仕方に不安を抱いたり、関係機関との共通理解を図る途に追われた。そのため、市・基礎情報センターや相談支援事業所と勉強会を行ったり、圏域ナビゲーションセンター主催の厚労省職員講師の研修会に参加した。 ○平成30年4月から、放課後等デイサービスについて、新たに報酬区分が設定されたが、国から事前の事務連絡が送付されたのは2月であり、正式に基準省令が公布されたのは3月末である。あわせて、事業所の報酬区分の判定に關わる新たな指標が示されたが、スケジュール的に新指標による判定が困難な場合は、旧指標によるか市長が認める他の方法によることとした。 ○本来であれば、地方分権の趣旨から本市の実情を踏まえた適切な判定手法を選択すべきであるが、十分な検討期間を確保できないため旧指標を用いたところ、利用者や事業者から、判定理由や報酬改定に対する多くのご意見や問い合わせなどを受けている状況である。 ○基準省令改正を受けた県の事務作業においては、国が詳細な内容を示すタイミングが遅いため、県内においても、条例改正等短期間のうちに膨大な作業が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされている。 ○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調査の作成にも影響が出るため。 ○当市も、基準省令改正に伴う条例改正については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間で膨大な作業を強いられている。また、規則や要綱改正のための整備省令などについての公布も遅いため、改正後、新年度(制度開始)までの期間があまりにも短く、制度周知が全くできない。 ○基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。 ○提案県の事例のとおり、条例改正を行うための作業期間が短く、十分な内容検討と事業者への周知が行えない。 また、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされている。 ○【住民・事業者の不利益】 当団体においても、新年度に入ってから関連規程を修正する状況が生じている。また、運用方法等が判然とせず、サービスにつながらず事業者等が苦慮している事例もある。(30年度の例では、就労定着支援等) 【働き方改革への対応】 3月下旬から4月上旬の短期間に、国及び都道府県の関連通知等のメール連絡だけで150件を超えており、関連部署は超過勤務で対応せざるを得ず、国が進める働き方改革に逆行する状況となっている。 ○基準省令改正を受けた条例改正作業について、短時間に膨大な作業が発生し対応が困難なこと。また、事業所への周知期間等、必要な時間を十分に確保する必要があることから、報酬改定に係る告示や通知の発出、基準省令の公布など、早期の対応を求める。 ○本県も同様に、パブリックコメントや議会上程に十分な時間が確保できていない。 特にサービスの新設等の大きな改正については、基準に係る解釈や、報酬算定要件の明示がない限り、事前に事業の指定準備や周知を行うことができない。 ○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、障害福祉サービス事業者等からの意見聴取を踏まえて地域の実情に応じた内容を検討する時間、また障害福祉サービス事業者等への周知に十分な時間が確保されておらず、円滑な事務処理に支障をきたしている。 ○そのため、障害児者福祉に係る「基準省令」については、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 ○本市においても神奈川県と同じ状況において苦慮しており、条例制定(改正)に必要な事務処理期間及び市長や事業者へ制度を周知する期間を確保できるよう、障害児者福祉に係る「基準省令」について早期に公布を行うことを求めます。 ○働き方改革への対応 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係職員は長時間勤務を余儀なくされており、働き方改革の取組にも大きく反している。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
85	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。	性別の記載が必ずしも必要でないのであれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながるのとともに、当該項目に係る書類確認、データ入力(平成29年度実績:48,473件)の省略といった事務負担の軽減も見込まれる。 ※ 平成29年度実績は、県所管域のみの実績件数。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第1項第1号、第41条第1項第1号、第45条第1項第1号、第47条第1項第1号、第48条第1項第1号、附則第8条第1項第1号	厚生労働省	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府		宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市	○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦情等への対応がなくなり、事務負担の軽減につながるかと考える。 ○本市においても、性同一性障害のある方が自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、随時都道府県に対して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要ないのであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。 ○当市においては、平成28年4月1日から、法律などで定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点から、市が発行する証明書や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止しております。 精神通院医療では性同一性障がいも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われます。 ○本市においても、性同一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けることがある。 このことから、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。 ○本市においても、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。 ○当市においても法令に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証に性別を記載している。 「具体的な支障事例」と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。 ○性同一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。 ○窓口で相談事例あり(詳細は障がい福祉課では不明)。当時厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。 申請書・受給者証等本人が目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の項目から性別を削除することができなかった。制度改正されれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。 ○法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。 精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。 ○申請手続き等の事務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性同一障害者の方への配慮の点からも性別の記載は廃止するべきと考える。
86	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	雇用保険関係様式に係る事務処理期間の短縮により、雇用保険受給者の利益に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、千葉県、山梨県		福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○当県も同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図るため賛同する。 ○公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)に係る公共職業訓練等の施設の長の氏名記載が求められていることについては、様式にサイズを合わせたゴム印の準備を行っており、少なからず経費負担も生じている。また、雇用保険に関する業務では毎月ごと支給期日に間に合わせる必要があり、必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 ○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、証明に係る事務負担は大きなものとなっているため、提案のとおり氏名の記載を省略することで事務負担の軽減につながるかと考える。 ○本県においても提案県と同様の状況であり、該当様式については、公共職業訓練等の施設長名で証明すれば足り、施設の長の氏名の記載までは必要ないかと考える。 ○当県においても、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、訓練受講者のうち雇用保険受給資格者が多数に及ぶことから、その記載に係る必要以上の事務負担が生じている。職氏名の記載を省略することにより、都道府県の事務処理の効率化が図られるとともに、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
87	B 地方に対する 規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る 雇用保険関係証明事 務の権限及び基準の 明確化	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇われるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。 また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正文書管理の点で懸念がある。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	雇用保険関係様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えられるほか、事務処理の適正化が図られる。	雇用保険法施行規則 様式第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、 千葉県、山 梨県		福島県、栃木 県、新潟県、愛 知県、大阪府、 福岡県、熊本県	○受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。 ○雇用保険関係様式に係る受給資格者関係の書類では個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を図っており、複数人による確認作業は基より施設による保管管理など、相応の事務負担が生じている。個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であり、個人情報の保護や適正文書管理の点が懸念される。 ○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。 ○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、提案県と同様に個人情報の取り扱いが躊躇されるところであり、証明事務の権限及び基準の明確化が必要と考える。 ○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図りたいと考える。 ○当県においても、雇用保険関係様式に係る証明事務を行う際には、個人情報を含む関係書類の提出を求める必要のある場合があるが、法令等で根拠が明確化されていないことから、提出を求める際の説明に苦慮している事例がある。雇用保険様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、事務処理の適正化が図られ、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考える。
88	B 地方に対する 規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る 雇用保険関係証明事 務の証明すべき事項 の義務付けの見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に行い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 【制度改正による懸念点】 単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図られたい。	都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化されることにより、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、事務処理期間の短縮が期待できる。	雇用保険法施行規則 様式第12号	厚生労働省	神奈川県、 千葉県、山 梨県		福島県、栃木 県、新潟県、長 野県、愛知県、 大阪府、福岡 県、熊本県	○当県も同様な状況である。受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。 ○通所に関する証明事務については、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃額等を申請するものとされており、公共職業訓練を受講する場合は、公共職業能力開発校の長が通所に関する事項の証明をしているが、同様に公共職業安定所長より証明内容の修正指示等を受けることがあり、最終確認を公共職業安定所で行っていることから雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 ○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。 ○施設内訓練、委託訓練とともに、入校時に受講届・通所届として提出する場合と実習等による通所方法変更時に提出する場合がある。後者は提出件数が多く大きな事務負担となっており、本提案に賛同したい。 ○本県でも当該証明は毎月100件を下らず、通所に係る距離および運賃確認の業務は大きな負担となっている。 ○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図りたいと考える。 ○公共職業訓練等通所届に係る証明事務については、証明方法等について明確な根拠等が明示されないにも関わらず、証明した内容について公共職業安定所長から修正指示等を受けることがあることから、その修正について相応の事務負担が生じている。通所に関する事項については「裁量の余地のない確認的行為」であり、その事項の証明については雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化され、手続きの流れや方法が合理化されることにより、事務処理の適正化や都道府県の事務処理負担軽減が図られるだけでなく、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。
101	A 権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神 通院医療)の支給認 定に係る申請者の所 得区分の確認事務を 市町村の事務として 法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。 ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を送達する取扱いをしていたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。 ②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律(平成17年法律123 号)第53条第1項及び 第56条第1項 行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第9条第 1項及び第19条第7号	内閣府、厚生労働省	秋田県、宮 城県		埼玉県、川崎 市、新潟県、静 岡県、沖縄県	○市町村は申請窓口であることから、所得区分の認定事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じるおそれも少ない。 ○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42／62市町村にとどまっている。 県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。 ○当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を行えず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要なのは必然である。 ○県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合宛名システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の受渡しが必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。 かつ、処理件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町民税が未申告の場合も申請書を提出に来た際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。 ○番号法により「所得区分の確認」を市町において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町に移譲することが必要であるが、市町との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
111	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が存在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。 対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が存在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。 この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。 しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。 実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。 当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		茨城県、山梨市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考える。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
112	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所から幼保連携 型認定こども園へ移 行する際(運営法人や 建物構造に変更がな い場合)の財産処分 手続に係る添付書類 の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定こども園数が287園(うち幼保連携型259園)であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定こども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。 財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この搜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を搜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。 すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園への移行を希望する事業者の負担が軽減されるだけでなく、添付書類が簡素化されることで書類搜索に要する時間が短縮されることで速やかな移行が期待されるため、新たな認定こども園化の推進にもつながり、更には地域における子育て機能の充実により、地域の特定教育・保育サービスに対する利用者ニーズに迅速に応えることができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」 (平成20年4月17日厚生労働省雇児発第0417001号)	厚生労働省	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		旭川市、福島県、横浜市、山梨県、草津市、京都府、大阪市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、藤井寺市、東大阪市、島本町、高松市、松浦市、宮崎市	○20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、簡素化が必要であると思われる。 ○財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書等)が必要になるが、建物が古い場合、当時の書類が散逸しており、建設当時の書類を搜索することに多大な時間を要する。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育的な性質を引き続き有することから簡略化をお願いしたい。 ○認定こども園への移行を希望する事業者の事務負担が大きい。 ○当市では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で認定こども園数が31園(うち幼保連携型21園)であったが、平成29年4月1日現在で認定こども園数が50園(うち幼保連携型32園)と保育所等から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この搜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を搜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本市においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。 ○本市においても幼稚園から認定こども園に移行する場合、認定こども園、小規模保育事業所等を開設する際にはすべての事業者が金融機関等から建物等に抵当権を付けて施設整備資金等の借入れをしており、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者、本市とも事務手続きに時間がかかっているため改善が求められる。 ○提案自治体と同様の状況であり、国が幼保連携型認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減のため、書類作成等を簡素化していただきたい。 ○保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせ確認申請の手続きが必要であり、その書類の量は膨大な量となる。さらに財産処分が必要な場合は加えて書類が必要になることから、認定こども園化への阻害要因になりかねない。本市においても認定こども園化を促進していることから、可能な限りの書類の簡素化をお願いしたい。簡素化の詳細としては、財産処分の手続きに係る資料のうち「その他参考となる資料」について、案件により求められる内容が異なり、添付資料として必要な平面図や交付決定通知書等よりも膨大な量の資料を求められることが多いため、あらかじめ必要な資料として設定していただくか、保育所等から認定こども園に移行する場合には、平面図と交付決定通知書等のみとされた。 ○幼保連携型認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分について(平成20年4月17日 雇児発第0417001号)」のうち、別添2「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」1(4)に当たり、厚生労働大臣等の承認を必要としないこととされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告(別紙様式2)及びその添付資料の提出がよい等、簡素化がされている。しかし、それでもなお、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。 ○本市においても、保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この搜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を搜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。 ○当市では、平成27年4月1日の新制度施行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えてきている。その一方で、財産処分における事務が煩雑であることや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、更なる手続きの簡素化をお願いしたい。
113	A 権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。 しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る資金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。 また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。 更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山梨県、京都府、池田市、愛媛県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。 ○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。 ○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。 認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるために、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。 ○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
114	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアア ップ研修の実施方法を 含めた在り方の見直 し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要 件となっている保育士等キャリア アップ研修について、代替保育等 の確保が困難な状況にある中、 研修の受講が困難であることを鑑 み、実施方法について通信制やe ラーニング、ビデオ学習による方 法を認める等の見直しを図りた い。 ※指定保育士養成施設において は通信制による履修が認められ ており、類似研修の介護支援専 門員資質向上事業実施要綱にお いては、各研修における講義の一 部又は全部を通信学習とすること ができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が (1分野ごと)に15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加 することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、 修了者は680名である。 研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講でき ていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022 年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を 受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられ ている。	○時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 ○研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増 やすことが可能。	「保育士等キャリア アップ研修の実施につ いて」(平成29年4月1 日付厚生労働省雇用 均等・児童家庭局保育 課長通知)	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	大阪府、滋 賀県、京都 市、堺市、 兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県、関西西 広域連合		北海道、盛岡 市、福島県、ひた ちなか市、川崎 市、新潟県、須 坂市、山県市、 草津市、亀岡 市、池田市、貝 塚市、八尾市、 和泉市、藤井寺 市、東大阪市、 泉南市、阪南 市、島本町、松 浦市、宮崎市	○対象となる保育士が、長時間に及び研修受講のため、現場を離れて参加することは、 円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の 確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。つい ては、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると考える。 ○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それ に伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等に限ら れており、さらに受講が困難な状況にある。 ○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発 生している。 ○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は 短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案に ある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。 ○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の 実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体 制が必要と考える。 ○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負 担となっている状況である。 ○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季節は雪により移 動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 ○対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全 員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよ う強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れも あり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各 施設では加算対象人数が複数のものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しか おらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せ られている。 ○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の 中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。ま た地域特性として、面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬 は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊 を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研 修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定である が、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面で厳しい状況であること から、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認 められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要がなく、多くの希望者の 受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、 ガイドラインを見直していただきたい。 ○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当た って中心的役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れること により、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も 困難である。 ○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不 能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研 修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修 を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講に よる安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を 受講しやすい形態に変更することが必要であると考え。 ○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確 保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会 を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。 ○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てら れないなどの意見が施設から寄せられている。 ○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時 間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問 い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置につ いても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリア につながると思う。 ○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実 習時間の確保が難しくなっている。 ○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施 体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育 士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定 水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修 機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講について は、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1 分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で 受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等において も負担が生じている。 ○対象となる保育士等全員が(1分野ごと)に15時間にもおよび研修を保育現場から離 れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修 受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよ う研修方法の見直しをしていただきたい。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
130	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	児童養護施設の保育 士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置 することとされているが、幼稚園 教諭の資格取得者を配置しても、 現行の基準では求められる職員 数に含めることができない。幼稚 園教諭の役割は、児童の健やか な成長のためにその心身の発達 を助長することであり、児童養護 施設で生活する児童に対しては保 育士同様にその役割を十分果た し得る職種である。よって、現在、 保育士を配置することと定められ ている職種の規定を、幼稚園教 諭の資格取得者も配置できるよう 要望する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29 年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求め る人数の半分の希望者もない状況である。また、福祉人材センターにおける 過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況 にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳 しい状況にある。	幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増 えれば、この課題に対する解消に繋がるものと考ええる。 また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待さ れる。	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準(昭和23年厚生省 令63号)第42条第1項	厚生労働省	鳥取県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、堺市、 兵庫県、神 戸市、和歌 山県、徳島 県、中国地 方知事会、 日本創生の ための将来 世代応援知 事同盟		山県市、北九州 市、大分県	○①支障事例について 児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦 慮している。 ②地域における課題等について 児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れて いる。 保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関 わりのある大学等に対し、就職先としてのあつせんを依頼しているが、各大学等卒業生 のうち1名程度しか児童養護施設に就職していない。 幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が魅力ある 職場であることをPRすることも必要である。 ○保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設が ある。 女性の直接処遇職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦勞して いる。 ○支援困難ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設にお ける職員(保育士)の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉(社会的 養護関係)を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認めら れる ○平成29年度において、県内1カ所の児童養護施設で施設内での小規模グループケア の実施を新たに予定していたにもかかわらず、直接処遇職員(保育士や児童指導員)の 確保ができず実施を延期した事例があった。
147	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営 する社会福祉施設へ の施設監査(一般監 査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監 査)の結果、適正な運営が確保さ れていると認められた社会福祉施 設(老人福祉施設、障害者支援施 設等、児童福祉施設、生活保護 法による保護施設)への一般監査 (実地)の周期について、社会福 祉法人への法人監査と同時に実 施できるようにするため、現行の 原則2年に1回を、原則3年に1回 に見直すよう求める。なお、運営 上、問題のある施設については、 翌年度も実地による施設監査を 行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、 生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要 綱で原則として毎年1回は実地に行うこととされている。(前年度における一般 監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面 による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児 童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったこ とから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点 から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年 に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複 しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の応対者は同一人物であ ることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設 数も増加している。	施設監査(一般監査)の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回と することで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能とな り、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重 点化することができる。	社会福祉法第70条、 老人福祉法第18条、 障害者総合支援法第 48条第3項及び第85 条、児童福祉法第46 条及び第59条、認定こ ども園法第19条、生活 保護法第44条、児童 福祉法施行令第38 条、「社会福祉法人指 導監査実施要綱の制 定について」、「老人 福祉施設に係る指導 監査について(通知)」、 「障害者支援施設等に 係る指導監査につい て」、「児童福祉行政 指導監査の実施につ いて(通知)」、「就学 前の子どもに関する教 育、保育等の総合的 な提供の推進に関す る法律に基づく幼保連 携型認定こども園に対 する指導監査につい て(通知)」、「生活保 護法による保護施設 に対する指導監査に ついて」	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	奈良県		宮城県、新潟 市、金沢市、京 都市、大阪市、 兵庫県、広島 市、徳島県、福 岡県、熊本県、 熊本市	○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支 援施設監査(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施 設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、 社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と 調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変 更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。 施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部 重複、また、法人側の応対者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効率 的かつ法人にとつての負担軽減につながるかと考えられる。 特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査 (一般監査)の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査(一 般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事 案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介 護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。 ○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施す る必要がある。 ○本市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市 におきましても周期が合わなくなることで、不都合が生じてくると考えております。老人 福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児 童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事 務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。 ○ 監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、 運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要 がある施設へ注力できることに繋がることから好ましいと考えます。 ○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認め られない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。 施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施 することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とまらない状況となっ ている。 ○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する当市としては、効率化 の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査 の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施し ているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年 は書面監査を行うこととしている。 ○提案に賛同する。 本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点 化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の 周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務))につ いては、従前のとおり変更なし)。 その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則年1回の一般監査を行って おり、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設 や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となってい る状況。 ○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該 施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。 また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加 している。 ○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なること で事業所によっては、毎年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点か ら、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが好ましい

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
157	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について	現行の生活保護法第29条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。 地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権により、年金事務所での調査ができる権限を求めるもの。	当市において生活保護受給者は高齢者や障害者が約7割を占めている。年金受給できるのかどうかも自己判断できず、福祉事務所の調査によって判明することが多いが、生活保護法第29条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省保護課からの通知により、日本年金機構中央年金センター(香川県高松市)へ照会回答事務が集約されており、回答が「届くまで時間を要し大変不便をきたしている」。 また、今般の年金受給期間の短縮で年金該当者が増えており、福祉事務所の再調査の結果、今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くあった。それに関連し、生活保護受給者が福祉事務所に収入申告せずに年金を遡及受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る頃には全額消費してしまうケースがあり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。 一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第20条の11に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第29条に基づく同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報が分かれば、これに係る不正受給を防止することができる。	○最寄りの年金事務所でも調査できることにより、これまで照会・回答にかかった時間や78条徴収金の事務処理で費やしてきた時間を大幅に短縮できる。 ○29条調査で年金受給に関する全ての事項ができることにより、被保護者の年金受給権の可否、年金額や受け取り見込額、年金受け取り月日、納付期間で浮いたデータへの発見等ができると考えられ、年金に係る不正受給対策に寄与する。	○生活保護法第29条及び第29条第2項、 ○「日本年金機構における生活保護法第29条に基づく照会回答事務の集約化について」(平成29年3月3日付け保護課保護係長通知)	厚生労働省	郡山市	【提案②参考資料】生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与.pdf	宮城県、石岡市、ひたちなか市、所沢市、大和市、福井市、岐阜市、多治見市、山県市、田原市、城陽市、大阪市、堺市、八尾市、西宮市、出雲市、熊本市	○直接、最寄りの年金事務所へ赴き、窓口で調査依頼をすることがあるが、繁忙期や調査対象者が多いと、対応を断られるときがある。相談の予約をしても数週間先になることもあり、迅速な処理に支障を来している。 ○生活保護受給者の年金収入の有無等については、事務手続きが簡素でないことや、速やかに状況を把握できないことから、裁定請求が遅れ、結果的に法第63条による費用返還額や法第78条による費用徴収額が、高額となってしまうことが多い。 ○年金受給開始の申告が無く、後の課税調査等で年金の受給が発見し、結果保護費の不正受給が発見されたケースが複数件ある。個別に年金事務所へ文書照会を行ったとしても、日本年金機構中央年金センターにて照会を行うよう案内されるような状態であり、日本年金機構中央年金センターへの照会では、照会文書発送日から回答受領日までおよそ1か月程度要するのが現状である。要保護者から保護申請を受けた際にも、申請日当日に調査文書を送ったとしても、法定期限である14日以内に当該調査の回答が得られないのが現状である。 ○現在、生活保護法第29条に基づき、日本年金機構へ文書による照会を実施する際に、回答を得られるまでに約3週間を要している。また、早急に年金情報が必要な場合は、地区担当員が年金事務所へ出向き調査を行うが、その際に、事前に本人に調査目的を説明し、委任状に記入・捺印してもらう必要があるため、事務処理に時間が掛かっている。生活保護担当職員に調査権限が付与されれば、それらに掛かる時間が削減され、不正受給の早期発見・早期対応が可能となるため、必要な権限であると考えられる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
167	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	移住希望地域で空き 家を活用した生活体 験に対する旅館業法 の適用除外	移住希望者が当該市町に移住す る目的で、移住希望地域での生 活を体験する間に、市町の空き家 バンクに登録済みの空き家でお 試し居住する場合は、特定の空き 家を取得又は賃貸する前提で短 期居住する場合と同じく旅館業法 の適用除外とすること。	【現状】 人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用し た都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制 に取り組んでいる。 上郡町では、空き家バンク制度や住宅取得助成制度に加えて、特定公共賃 貸住宅の目的外使用による生活体験住宅の提供事業を開始し、移住や定住希 望者に対する移住体験住宅の提供を検討している。 【支障事例】 移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該 空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設 が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有しているこ と・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保 されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する 際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことか ら、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。	交流人口の増加による地域の活性及び移住・定住のきっかけづくりによる 移住等の推進、地域団体組織の地域づくり活動による地域力の活性・向上 に加え、地域内に存在する空き家等の活用による危険空き家等の発生抑制 による地域の安心安全の確保が期待できる。	・旅館業法第2条、第 3条 ・平成28年3月31日付 厚生労働省生活衛生 課長通知	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、京都 市、大阪 府、上郡 町、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合、兵 庫県町村会		花巻市、福島 県、栃木市、岐 阜県、岡山市	○移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、 旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施 策を行うことが難しい状況にある。 ついでに移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験す る間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き 家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。 ○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家へ の短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されているこ と・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続し て不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え 方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、移住の希望を明確 に示していない段階での短期移住を提供する施策を行うことが難しい。 ○H28.3.31厚生労働省生活衛生課長通知では、空き家物件の短期居住に当たって、当該市 町村への移住希望の意思がある者が、必ずしも当該施設自体を購入又は長期賃借しな い場合には、旅館業法の適用外とならないため。 ○移住希望地での生活体験を行う、お試し住宅事業については、営利目的ではなく、移 住希望地域での生活を体験することを目的としている。 しかし、旅館業法の適用を受ける場合、施設整備などの問題で、実施が難しく、事業実 施が困難となる。 また、市町村は旅館業法の適用を受けないように、宿泊料を徴収しない等の対応を行っ ており、光熱費等も市町村側の負担となり、財政的負担を考えても移住希望地域での空 き家を活用した生活体験事業の実施が難しくなっている。 ○当県では、宿泊施設においては一定の衛生水準を確保する必要があることから、現 行の運用で良いと考えている。 ただし、旅館業法の適用除外を広げた場合でも、衛生水準が確保される方策があれば 支障ないと考える。 ○本市の中山間地域では、地域団体が、適用除外として示された「売買又は賃貸を前提 とした空き家物件への短期居住」ではなく、継続的な短期お試し住宅の設置を検討して いる。 移住希望者の多くは地域内での短期お試し居住を求めているが、継続的な運営には 必要最小限の経費徴収が必要であり、現状では積極的に実施することが難しい状況に ある。 移住希望者が地域内の施設に短期居住する場合も同様に旅館業法の適用除外となる ことにより、地域住民による主体的な移住者支援が促進され、結果として移住者の増 加、空き家等の活用による危険空き家の抑制など、地域力の向上に繋がる。 ○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家へ の短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されている こと・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続し て不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え 方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関す る施策を行うことが難しい状況にある。
169	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護保険における施 設移転に際しての住 所地特例の継続	住所地特例の対象外とされてい る施設のうち、対象施設の同一市 町内にある認知症高齢者グルー プホームを住所地特例の対象と すること。	【現状】 介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、 その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施 設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民 票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられて いる。 住所地特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施 設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、 サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、 施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているた め、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。 【支障事例】 他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行し て、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要にな る場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所 地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市 町の被保険者となることから、給付費用の増加につながり、保険者間の負担の 公平が保たれていない。 実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認 知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継 続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)と なっている。	住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホーム に移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の適正な 責任の分担と負担の公平が保たれる。	・介護保険法第13条	厚生労働省	兵庫県、多 可町、滋賀 県、京都 府、堺市、 神戸市、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県、兵庫県 町村会		宮城県、米沢 市、石岡市、山 県市、田原市、 戸田市、出雲 市、高松市	○本市では、地域密着型サービスの入居系サービスでも地域の実情から介護保険法第 78条の2第4項第4号の協議に基づき同意をしたケースもあり、地域密着型サービスであ ることをもって入居・入所系事業所の適用外とする必要はなく、他の住所地特例と同様 の取扱いとするべきであると考える。 ○地域密着型サービスを住所地特例の対象とすることは「住み慣れた地域で暮らし続け る」という地域包括ケアシステムの理念には馴染みにくいものの、提案団体からの提案と 同様の事例が全国的に散見され、結果として不公平な費用負担となっていることから、 制度改正が求められる。 ○本市でも複合高齢者施設で同様の問題が生じている。 ○特定施設(サービス付高齢者住宅)から、認知症の進行に応じてグループホームを経 由して介護福祉施設(特別養護老人ホーム)へ移るケースも想定される。サ高住から直 接特養に入った場合は住所地特例者であるが、グループホームを経由するとその時点 で施設所在市町村被保険者となり、更に特養に入居した場合も施設所在市町村被保険 者となり、施設所在市町村の負担となる。グループホームは入居型施設であることから、 住所地特例施設として整理するのが望ましい。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
170	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護老人保健施設と 看護小規模多機能型 事業所について、定 期借地権を利用した 未利用国有地の減額 貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事 業外の施設(介護老人保健施設 と看護小規模多機能型事業所) を、定期借地権を利用した未利用 国有地の減額貸付の対象とする こと。	【現状】 平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施す べき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施 設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療 介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域 介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労 働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護 総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象 となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老 人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業 所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型 事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっ ており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。 【支障事例】 介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部で は土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。 平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があっ たものの、土地が確保できず断念した事例がある。	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離 職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護 老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部等にお ける施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利 用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。	・国有財産特別措置法 第3条 ・社会福祉法第2条 ・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施 設整備に係る国有地 の有効活用について」 通達	財務省、厚生労働省	兵庫県、京 都府、京都 市、大阪 府、神戸 市、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合	一億総活躍社会の実現	米沢市、綾馬 区、川崎市、田 原市	○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機 能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。 看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸 付料減額の仕組みは必要であると思料する。
180	A 権限移譲	医療・福祉	児童相談所設置市 (中核市)において療 育手帳を交付するこ とができることを明確化 する通知の見直し	児童相談所を設置している中核 市が療育手帳の判定と交付を合 わせて実施できるよう、療育手帳 制度に係る厚生事務次官通知を 見直すこと。	療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療 育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定 は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は 指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前 述の通知に基づくと、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。 このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結 果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付すること になるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。 また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、 判定事務を実施していない県が受けることになる。 兵庫県では、平成31年4月に、明石市(平成30年4月に中核市移行)が児童相 談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交 付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。	知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実 情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。療育手帳の交付 時間の短縮や事務の効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不 服審査法に基づく不服申立てについても、判定・交付を実施する市が責任を もって適切に対応できる。	療育手帳制度要綱(昭 和48年9月27日厚生省 発児第156号)	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、大阪 府、堺市、 明石市、鳥 取県、徳島 県、関西広 域連合		福島県、京都府	○児童相談所設置中核市が判定と療育手帳交付を一体的に行うことにより事務の効率 化、市民サービスの向上につながるものと思われるので、提案には賛同できる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
194	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後に残る私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。 ○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市		旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山県市、豊田市、原田市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会	○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が届いている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特別制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。 ○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事業を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。 ○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。 ○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているなか、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。 ○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考える。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければいけない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定のは、63人となっている。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特別制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。 特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日まで14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特別制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは同措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 園へ要望済み)

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
198	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新 制度の施設給付費等 に係る処遇改善Ⅱの 配分方法の制約の撤 廃	平成29年度から保育士等の キャリアアップの仕組みの導入と 技能・経験に応じた処遇の改善の ための子ども・子育て支援新制度 の施設型給付費等に係る処遇改 善加算Ⅱが創設されたが、その 運用における加算額の配分方法 に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入し ているものの、国の想定する職制 階層に合致しない施設において は、加算額を適切に配分できず、 処遇改善Ⅱの申請を行わない施 設もある。 各保育所等の人員配置の実態 に見合った処遇改善が可能とな るよう現在の国の制約(加算の対 象となる人数や金額の配分等)を 見直した上で、地域の実情に応じ て都道府県知事が副主任保育士 等の経験を有すると認めた職員も 対象とすることができる制度とし ていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する 保育士等について4万円の処遇改 善を行うとしているものの、対 象者全員に支給されるのではなく 、1施設あたり職員全体の3分 の1程度に対象人数が限定され ている。また対象人数のうち半 数に4万円を支給することが条 件となっているため、該当のベ テラン保育士が多く配置され ている施設は、施設内で適切に 配分することもできないことから 申請を躊躇している。 なお、平成30年4月16日付の 通知(『施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について』の一 部改正について)でも一定の見 直しが行われているが、上記の 支障については、解決が難しい ところである。	今後、保育料の無償化などによ り、保育需要が一層高まること が予想される中、加算額の配分 方法の制約の撤廃により、全 ての保育所等において、処遇改 善に結びつく保育士等のキャ リアアップの仕組みが導入され やすくなることにより、保育現 場における保育士等の定着と参 入促進が図られ、安心して子 供を生み育てられる環境の整備 につながる。	子ども子育て支援法、 特定教育・保育、特別 利用保育、特別利用 教育、特定地域型保 育、特別利用地域型 保育、特定利用地域 型保育及び特別保育 に要する費用の額の 算定に関する基準等 (平成二十九年三月三 十一日内閣府告示第 539号)、『施設型給 付費等に係る処遇改 善等加算について』(平 成27年9月31日付府 政令第349号、26文 科初第1463号、雇児 発033)第10号 内閣 府子ども・子育て本 部統括官、文部科学 省初等中等教育局長、 厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	静岡県、神 奈川県、浜 松市、沼津 市、三島 市、伊東 市、富士 市、藤枝 市、御殿場 市、袋井 市、湖西 市、牧之原 市、長泉 町、吉田町		花巻市、仙台 市、福島県、川 崎市、海老名 市、須坂市、山 梨市、城陽市、 大阪府、大阪 市、兵庫県、神 戸市、伊丹市、 出雲市、山口 県、山陽小野田 市、徳島県、高 松市、松浦市、 熊本市、宮崎 市、沖縄県	○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。 ○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決めている。 施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。 このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しを図られることを求める。 ○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直していただきたい。 ○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、特権児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。 ○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。 また、年度途中で採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。 本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。 ○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。 ○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。 ○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。 施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。 ○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にはその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。 ○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。 国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。 ○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。 そこで、概ね7年以上の経験年数を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。 ○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。 ○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択することが困難になり、職場の人間関係を悪化して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。 ○配分方法の制約により職員間の給与の均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に見られる。 ○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言いがたい。 ○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要がある。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。 ○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。 ○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。 ○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。 ○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。 配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
201	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	「難病の患者に対す る医療等に関する法 律」に基づく指定難病 の医療費助成の更新 申請を行う場合の臨 床調査個人票(臨個 票)の簡素化	指定難病の医療費助成につい ては、更新申請の場合は基本的 に診断基準は満たしているため、 更新申請の様式を「重症度分類」 に関する事項を中心とした記載内 容に簡素化する。	指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有 効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の 必要がある。 更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨 個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、こ れを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大き い。(本県では、年間の申請件数約18,000件のうち、約15,000件が更新の申請 となっている。)	医療機関の臨床個表作成の負担を軽減するとともに、行政による審査業務 の効率化が図られ、速やかな認定に資する。	難病の患者に対する 医療等に関する法律 第6条 難病の患者に対する 医療等に関する法律 施行規則第12条	厚生労働省	茨城県、福 島県、栃木 県、群馬 県、新潟県		北海道、宮城 県、川崎市、石 川県、福井県、 静岡県、浜松 市、愛知県、名 古屋市、京都 市、島根県、山 口県、愛媛県、 高知県、熊本 県、熊本市、大 分県	○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。 また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場 合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照 会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入 を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認するこ とは負担である。 以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素 化することを求める。 ○【現状認識】 ①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に 係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。 ②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため 申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。 また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機 関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来 ず、受診者への不利益となる。 【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】 ①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票と することで、全体的な負担軽減となる。 ②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受 給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、 受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。 ○受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更 新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。 (年間更新件数 約30,000件(一部地域除く)) ○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市におい ても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。 臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変 化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解す るものの、一定の範囲内での簡略化ができれば、医療機関の負担軽減とともに、行政による審査 業務の効率化により、速やかな支給認定に資するものと考えられる。 ○更新申請時の臨床調査個人票については、重症度分類に関する事項を中心とした記載内容 に変更が望ましいと考えられ、制度改正が出来れば効率化が図れると考えられる。 ○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい 現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すこと で事務量の軽減につながる。 ○詳細かつ大量な臨個票は、作成する指定医の負担が大きいため、臨個票の作成が遅れ、受 給者の更新申請が進まない事例や、寝たきりなど重度の状態であっても必ず提出を求められる ことで、患者側の申請手続きに係る負担が大きい事例もある。 内容を審査する行政にとっても、記載内容等の問い合わせにかなりの時間と労力を要すると同 時に、問合せ先となる指定医の負担も大きい。 ○指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受 給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。 更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必 要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負 担や、確認を行う行政側の負担も大きい。 ○平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移 譲された。 事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関 及び内容確認をする行政の負担となっている。 ○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関 する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減と なる。 ○更新申請時の臨床調査個人票については、記載する項目が増えたことで負担が非常に大きく なっていると難病指定医から御意見をいただいている。 臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医 や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。 ○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中してい るとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。 このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきた い。 ○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査 に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽 減につながり、スムーズな認定となる。 ○有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が 大きい。 治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認 定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政 の負担軽減につながる。 ○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっ ていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨 床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につな がる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
207	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することは少ないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	01介護保険被保険者証等再交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、菅志野市、八王子市、大垣市、山梨市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市	○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改革の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○マイナンバーの記入に当たっては本人確認が必要であるが、マイナンバーを確認できる書類や本人確認できる書類を所持していない高齢者も多く窓口事務が煩雑になっている。 ○介護保険被保険者証等の再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付申請であることから、改めてマイナンバーを収集する必要はないと思われ、また情報連携等も想定されないため、必要性がないのではと考える。 再交付申請者が家族・介護事業者の代理申請が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
208	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書 ¹ の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書 ¹ の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	03国民健康保険被保険者証等交付申請書.pdf	ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市	○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しても、個人番号を記載することの主旨を説明することが難しい。 また、当該事務に限らず、国民健康保険事務全般において、行政側が個人番号を把握しているにも関わらず届出者に個人番号を記載させるという制度自体を見直す必要があると考える。 ○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づく再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、被保険者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるものは、申請件数の約5%であり、約95%について、職員が確認し記載している状況である。 個人番号については国民健康保険の資格取得申請時に確認済みでもあるため、再交付申請時には記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。待ち時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。 ○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の確認を行う必要が生じる。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性はなく、個人番号を記載することに対する理解は得られにくい ² ため、円滑な再交付事務の支障となっている。 ○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑義がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自発的失業者軽減の届出等の条例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性と義務が一致していないため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○具体的な支障事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性をについて理解を求めることは難しい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
209	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務に おける証の再発行申 請等への個人番号記 載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援 医療受給者証や身体障害者手 帳、精神障害者保健福祉手帳、 障害福祉サービス受給者証、地 域相談支援受給者証、療養介護 医療受給者証の再交付申請にお いて、申請者に個人番号を記載 するよう求めているが、証の再交 付事務には情報連携する必要は なく、申請に基づき、再交付する のみである。個人番号記載の必 要性はないことから、個人番号を 記載する義務付けを廃止としてい ただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害 者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養 介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう 求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、 再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは 難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を 記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務がある が、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に 受給者証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの 向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情 報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報 連携を回避することができる。	行政手続きにおける 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律 障害者総合支援法施 行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	04障害者手帳記載事項証 明書 再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証 再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請 書.pdf 07身体障害者手帳申請 書.pdf 08福祉医療受給者証再交 付申請書.pdf	宮城県、浪江 町、ひたちなか 市、川崎市、大 和市、静岡県、 城陽市、出雲 市、今治市、熊 本市、大分県	○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福 祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証 の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付 事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記 載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する 義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないこと から、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっ ている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓 口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナン バーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執行うことが可能であ る。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福 祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再 交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人 番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリ スク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する 義務付けを廃止としていただきたい。 ○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮 する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改革は必要と考える。 紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護 医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交 付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号 記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する 義務付けを廃止としていただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、 個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載が なければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福 祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証 の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付 事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記 載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないこと から、個人番号の記載がないことによる支障はない。 個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの 期間短縮により住民サービス向上につながる。 ○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点 から廃止を希望する。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申 請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を 申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止 を求められている。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
210	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の拳証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。 本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。 また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。 さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。	保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。 また、申込児童数や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になる。	雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項	厚生労働省	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県		盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪府、豊中市、池田市、枚方市、八尾市、富田林市、和泉市、藤井寺市、島本町、玉野市、松浦市、宮崎市	○本市においても、育児休業の延長を目的とした入所申込みが多数あり、保育ニーズや保留児童数の正確な把握が困難となっているだけでなく、保護者や自治体に不必要な事務負担が生じている。実態の把握や事務負担の軽減のため、制度の改正が必要と考える。 ○本市においても、窓口で「育児休業を延長するために保留通知を取得したい。」という相談が多数寄せられていることから、保留通知の取得が目的と思われる申込みが多数あり、事務的負担が生じている。 また、内定がでた保護者から「もし保留通知がもらえるのなら、今回は辞退して育児休業を延長したい。」という声や、利用保留になった保護者が保留通知を取得した直後に申込みを取り下げること繰り返す事例が多数発生している。 ○当市においても同様の支障事例が散見され、待機児童の解消及び利用調整の適正化の観点から、制度改正の必要性がある。 ○入所申込を受付する際に入所できない保育施設を紹介してほしいと申込者より要望され、100%入所できないといえる施設はなく、結果的に入所決定となる可能性はあるため、その対応に苦慮しており、かつ当該要望に対する案内に疑問を抱いている。 育休(給付金の受給期間)を延長するために申込した者が、入所可能性の低い園を申込みしたものの入所決定した場合、たとえ入所辞退しても(入所決定した以上)入所保留通知書の発行はできず、育休(給付金の受給期間)の延長を強く希望する申込者より、入所保留通知書の発行を強く要求される場合の対応でトラブルが生じている。 ○本市においても、提案団体の事例と同様に、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする事例が増加している。 本提案による制度改正は、自治体の事務的負担を軽減するとともに、公平な利用調整を可能とし、保護者・児童の利益を守るものである。 ○当市においても、復職意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とし、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したり、申込はするが選考はしないで欲しい等の申出をされるといった事例が生じており、事務負担の増、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上されるといった支障がある。 このような実態を踏まえ、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件も含め、現行制度の見直しを検討願いたい。 ○当市においても、具体的な支障事例と同様の問題が生じており、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをしている事例が見受けられ、事務的負担が生じている。 今後、同様の申込みが増加した場合は、保留児童数等の正確な情報把握が困難になる恐れがあり、本来の意図と実態が異なってくるものと考えている。 ○育児休業等の延長のために保育所の入所申込みをする保護者は、少なからず存在するので、制度改正が必要であると思われる。 ○本市においても、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者から、入所保留通知書の取得が目的と思われる入所申請が見受けられる。 入所保留通知書の取得を目的とした入所申請であるか、真に保育を必要とする保護者による入所申請であるかの判断は困難であり、不要と思われる入所申請の受付等の事務が発生している。 ○育児介護休業法の改正に伴い、保育所に入所できない状態が継続するときは、子の年齢が最大2歳になる前日まで延長して育児休業が取得できるため、第一希望以外で希望した保育所を案内しても入所されない事案が多く発生している。また、第一希望で保育所を案内したにもかかわらず、入所されない事案も発生している。 上記のとおり、入所する意思がないにもかかわらず、育児休業を延長するために保育所入所申込みをされるケースは、利用調整において、多大な時間を要するとともに、限られた利用調整時間の中で、待機している保護者全てに案内ができず、空枠が生じる場合もある。 事務量の増大や本来保育を必要とする方への利用調整を考慮すると、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正する必要があると考える。 ○本市においても、育児休業を延長するために、本来不要な入所申込みをしているとしか思えない保護者が一定程度存在しており、保護者と自治体に不必要な事務的負担を生じさせている。また、そうした保護者が内定した場合は内定を辞退するため、本来入所できた児童が入所できない事態が発生し、利用調整に支障を生じている。 ○現在、育休延長の要件確認書類として保育所入所保留通知書が求められるため、当面復職に意思がなく本来1年以上の育休取得を希望する保護者にあっては、児童が満1歳時点での保留通知書を取得する目的で入所申し込みを行う事例が散見され、保護者、事業者、自治体に不必要な事務負担が生じている。また、利用調整においても、入所を望む保護者への速やかな内定通知および正確な情報提供を妨げる一因となっている。 ○無駄に市の事務負担が増やされており、待機児童数等の把握にも支障となっているため、制度改正が必要と考える。 ○府内市町村からも賛同の声が多く、府としても保育ニーズの正確な情報把握に支障が生じていると考えるため。 ○本市においては、明らかに育児休業の延長・給付金の受給延長を目的とする申込みの事例は確認できていないものの、そのように推察される事例は見受けられる。(実際に給付金受給延長目的か否かを保護者に対し直接的に確認することは困難であり、確認方法や対応に苦慮している。) 育児休業の延長・給付金の延長のために入所保留通知書の添付を要件とすることで、不必要な入所事務が発生するおそれや、また真に保育所の利用を希望する方の入所を妨げる可能性も懸念される。 ○本市においても保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。 さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっている。 ○育休手当の受給延長に必要な不承諾通知を狙ったと思われるような入所申請や、内定を辞退する保護者が多く見受けられ、本来入所でできていた子どもが入所できない状況が発生している。 そのため、事務の負担が増したり、本来の待機児童数の把握が難しくなっている。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
211	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能 日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え 他の保育所等を利用している児 童も受け入れて保育を行う共同保 育について、現状実施が認められ ている土曜日に加え、同様に利用 児童の少ないお盆、年末年始(12 月29日～1月3日以外の12月28 日、1月4日等)等に適用範囲を 拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育 することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、 入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保 育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝ 6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、この ことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同 じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないた め、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な 配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育 士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、 保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協 力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合 は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休 暇を取らざるを得ない例もある。	例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休暇を取れる可能 性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保 育士不足解消につながることから、保育利用可能な児童数の増がみこま れ、待機児童解消に資する。 また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気 を遣って休暇を取らざるを得ないというような心理的な負担感が少なくなり、 利便性も向上する。	・「待機児童解消に向 けて緊急的に対応す る施策について」の対 応方針について ・特定教育・保育等に 要する費用の額の算 定に関する基準等の 改正に伴う実施上の 留意事項について ・児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準 ・幼保連携型認定こ ども園の学級の編制、職 員、設備及び運営に 関する基準	内閣府、厚生労働省	大阪市、兵 庫県、神戸 市、和歌山 県、鳥取 県、徳島県		仙台市、福島 県、山梨市、貝 塚市、出雲市	○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が 存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案団 体と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整してい る。 本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の 定着化に資するものである。 ○土曜日以外にもお盆期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めること は、保育士の休暇確保等の観点から有効であると考ええる。市内の事業者よりお盆期間 中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。
221	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設の実地 検査に係る効果的・効 率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査につい て、対象施設が増加している中、 限られた職員数で検査を効果的・ 効率的に実施し、児童福祉施設 の質の向上を図っていくために は、地域の実情に応じた実地検 査の実施が必要であると考え る。そのため、例えば、過去の監査に おいて指摘がない(少ない)施設 や、実施状況を勘案し、施設の運 営に大きな問題がない「優良施 設」と認められる場合等には、都 道府県の判断で強力的に検査を 実施できるよう、実施頻度に関 する規定を見直す等運用の改善 を図りたい。 ※認可外保育施設については、 通知により弾力的運用が認めら れている	「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は 容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざ るを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況 等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	都道府県の判断で「実地検査」の頻度。方法を設定できるようにすれば、 優良施設等については、3年に1度の実地検査の実施とする」あるいは「安全 対策及び処遇と会計にかかる「実施検査」を分け隔年で実施する」等の効率 化により生み出した時間を用いて、優良施設とは認められない施設、新規に 設置された施設等の実地検査に注力し、より徹底して行うこと等が可能とな る。その結果、安全確保、処遇の向上、会計処理の適正化等が実現できる。 優良施設等側から見れば、実地検査を受ける際に必要となる時間・事務量 が削減されるため、児童の処遇に充てる時間・事務量等を増やすことができ ることとなる。 以上により、児童福祉施設全体の質的向上が図られる。	児童福祉法施行令第 38条	厚生労働省	宮城県、三 重県、広島 県、日本創 生のための 未来世代 支援事同盟	青森県、秋田 市、新潟市、山 梨市、愛知県、 兵庫県、神戸 市、徳島県、松 浦市、熊本市、 沖縄県	○当市では、保育所・家庭的保育事業等の認可及び年1回以上の実地検査(施設監査) を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設等には年2回以 上の実地検査を行っており、職員の負担が増加している。また、検査対象の施設等か ら、「指摘が少ない施設と指摘が多い施設が、毎年同一の検査を受けることを見直すべ きではないか」との意見も受けている。当市としても、過去の検査で指摘が少なかった施 設等は、検査項目を絞ったスポット検査を行い、検査時間の短縮を行う等、検査内容の 見直しに努めている。しかし、児童福祉法施行令第35条の4・第38条に「1年に1回以上」 の実地検査が義務づけられているため、「1年に1回」の検査頻度は見直すことができな い。当市の意見として、各施設等の状況に応じたメリハリある実地検査を行うために、児 童福祉法施行令に定められた「1年に1回」の検査頻度の見直しを図られたい。 ○本市においても新制度移行後、保育所等の施設は増加傾向にあり、現地に直接運 営状況等を確認することの重要性は認識するものの、限られた人員で全ての施設の実 地検査を行うことは難しくなりつつある状況にある。提案にあるとおり、過去の実地検査 において特段問題の見受けられない施設については毎年度ではなく2年あるいは3年に 1度の実地検査が認められる等地域の実情に応じた弾力的運用が認められることは、 適切な検査を継続していくうえでも必要であるとともに、より重点的な指導を行うことが可 能になると考える。 ○本市の検査は、現在従来どおり1年に1度の実地検査を行っています。施設数の増 加、職員体制の状況を考慮した上で、保育園、認定こども園については半日の検査を実 施しています。半日での実地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況です ので、ご提案にあるように「優良施設」については、実施頻度を見直す等の対応を行うこ とが必要であると考えます。 ○本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に監査を行う職員 数が不足しているのが現状である。そのため、本市の判断で実地検査の頻度、方法を 設定できるようにすれば、職員の1施設あたりの監査に充てる時間を増やすことがで き、保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。 ○本市においても保育施設数が増加する一方、職員の増員等実地検査体制の整備は 容易でないため、施設に対する監査が行うことが難しくなる恐れがある。 ○本県においても、実地検査を行う際には、担当職員、対象施設ともに事前準備や当日 対応に多大な労力を要している。優良施設等への対応を軽減することにより、担当職 員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考えられる。 ○検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で実地検査を行っているため、 都道府県の判断で確認監査と合わせた柔軟な対応ができれば、児童福祉行政全体 の質の向上が図られる。 ○本県においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し 実地検査を行うことに苦慮している。そのため、1日で2か所(午前、午後)の保育所に実 地検査を行っているが、幅広い項目を適切に監査するだけの時間が確保できないことが 課題となっている。従って、効果的・効率的な指導監査を行えるよう、地域において弾力 的な運用を求める意見には賛成である。	

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
228	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保 育事業の受入れ児童 の対象年齢の拡充に ついて	○事業所内保育事業は原則3歳 未満の子どもを対象とした事業で あるが、定員の規制がないことか ら、保育所型事業所内保育所(利 用定員が20人以上)のような規模 の大きい施設においては、通常の 認可保育所と同様に3歳児以降 の子どもにおいても集団による教 育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規 模保育事業(※1)を実施している が、保育所型事業所内保育事業 においても同様に、3～5歳児の 受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29 年9月施行)により特区内の小規 模保育施設において、3歳以上の 保育認定子どもの受け入れが可 能となり、地域型保育給付の対象 とされた。 ○上記により認可保育所などと同 様に卒園後の受け皿も担保され るため、保育所型事業所内保育 事業においては、連携施設の確 保を不要とする。	○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整 備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所に とっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。 ○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が 困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることが ら確保に苦慮している。	○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加 に寄与する ○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる	児童福祉法、子ども 子育て支援法、家庭 的保育事業等の設備 及び運営に関する基 準	内閣府、厚生労働省	沖縄市		盛岡市、花巻 市、山形市、豊 中市	○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に 苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業 者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。 ○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規 模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加 に寄与する。 ○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮してい るところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の 児童がいらないため保育の際の人数が少なくなり、就学を見据えた適切な集団保育等が 提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所 や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域 枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用 者についても継続使用が通うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られるこ と、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
230	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置 の延長	幼保連携型認定こども園の職員 配置基準に係る特例措置の期間 延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	館山市		旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須崎市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大坂府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をブレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が増加することが予想される。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を見直すことが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくること考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも、困難な現状において、両方の免許(有効な状態)、資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期限内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況になっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を抜用し、抜用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは同措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 園へ要望済み)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
267	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	住居確保給付金の再 支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく 住居確保給付金について、傷病 等により就職活動ができないまま 当初支給期間が終了した者が、 その後就職活動を再開し、支給 要件を満たした場合に再支給でき るようにすることを求める。	○住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第 16条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業 主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り、認められている。 ○住居給付金の受給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期 間(3か月)が終了した者について、その後疾患の治療により就職活動を行う ことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があ ると認められる場合であっても、再支給することができない。 ○当市(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護 率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立 する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促進して いくことが重要である。 ○住居確保給付金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として 有効である。 【参考】 ○平成29年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%) 全国平均16.8‰、青森県23.38‰、青森市30.55‰	住居確保給付金の再支給要件を緩和することにより、生活保護を受給する 可能性がある者の就労を支援し、自立を促進することが期待できる。	生活困窮者自立支援 法第5条、生活困窮者 自立支援法施行規則 第16条、「住居確保給 付金の支給事務の手 引き」、「生活困窮者 自立支援制度に係る 自治体マニュアル」、 「住居確保給付金の支 給事務の取扱問答(問 7ー5)」	厚生労働省	青森市		大和市、福井 市、城陽市、西 宮市、出雲市、 熊本市	○住居確保給付金の再支給要件は「受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給 期間終了後に、常用就職した後に、新たに解雇された場合、(中略)再支給することがで きるものとする。」と規定されている。 住居確保給付金の受給者が1か月や3か月といった派遣契約を複数回更新し、実際は 1年～2年継続勤務した後に契約満了により離職したとしても、制度上は非常用就職であ り、かつ会社都合退職(解雇)とは見なされない。そのため、受給者が離職により再び住 居を喪失するおそれがあり、生活保護申請を希望しない場合であっても、金銭給付を伴 う支援を実施することができない。 ○左記事例と同様の事例のほか、下記のような事例もある。事例を限定せず、再支給要 件の緩和について検討を行ってほしい。 (支障事例) 夫婦で生活しており、過去に夫が受給していた。妻が失業したため、給付金の支給を 希望していたが、夫が生計中心者であったため再支給の要件に該当せず、支給を断念 した。他自治体より本市へ転入。転入後はアルバイトを借りて就労をしていたが、自己都合 により退職。他自治体にて受給証があるとの申し出があり、支給を断念した。 (再支給を認めてほしい事例) 雇用期間6ヶ月以上の常用就職であっても、あらかじめ契約更新がない旨規定されて いた雇用を満了した場合、受給開始後、一時的な病気で求職活動ができないまま、3ヶ 月の受給期間が終了。その後、体調が回復し、就職活動を再開する場合、自己都合に よる退職であったとしても、相当期間の就労があり、退職後も熱心に求職活動をしていた と認められる場合には、自立相談支援機関や自治体の判断で再支給の検討ができるよ うにしてほしい。 ※給付金利用者の中には、雇用期間の定めがない常用雇用に就いたとしても、就労定 着が難しい場合もある。また、職歴の浅さ等からいったんは雇用期間の定めのある常用 雇用に就かざるを得ない者もいるため、給付金利用者・申請者の属性に配慮した再支給 要件を再整備していただきたい。 ○本市にも同じような事例により、支給が中止され再支給できずに生活保護になった ケースがある。再支給は生涯で一度だけという要件について緩和を求める。住居確保給 付金は、高い就職率があり、生活困窮者の自立促進を期待できる制度であるため、再支 給要件の緩和を求める。 ○住居確保給付金については、該当者が少なく実績が上がらない状況が続いており、支 給要件の緩和により生活困窮者の自立促進が図れると考える。
271	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農林漁家民宿での食 事提供について	農山漁村における交流人口の 拡大による農林漁家所得向上、 就業機会の創出と地域活性化を 推進するため、農林漁家民宿で 食事提供できる対象者の範囲を 宿泊者以外にも拡大する必要が あると考えている。そこで、各都道 府県が定める基準のもと、農林漁 家民宿において宿泊者以外にも 食事提供することが条例改正等 により可能である旨を通知などで 明らかにしていただきたい。	農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定 確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事 を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用 して開業した事業者からは、宿泊を伴わない利用(体験と食事のみなど)に関す る問合せが増えており、宿泊者以外にも食事提供が可能となれば、年間利用 客も増え、収入増や所得向上につながるという要望があがっている。 また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を楽しみな がら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不 足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。 現行、農林漁家民宿の宿泊者には飲食店営業許可の規制緩和の特例によ り、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合に は、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の 施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、こ の場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を断念するケースが多いこ とから、これまでの宿泊者への食事提供の実績等を勘案し、農林漁家民宿に 対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。	・農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加 ・宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を主とする食事を提供すること による農林漁家民宿の収入確保	平成17年7月21日付 け厚労省通知「農林漁 業者等による農林漁 業体験民宿施設の取 扱いについて」	厚生労働省	山形県	平成17年7月21日付け食 安監発第0721002号厚生 労働省医薬食品局食品安 全部監視安全課長通知	徳島県	-
274	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等 による連携施設の拡 充	1 連携施設の確保における「保 育所」の定義に以下を加え、要件 を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を 求めないとする場合(事業実施場 所において代替保育が提供され る場合)の要件や運用上の取り扱 いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可 保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、 国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることに より、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考 えられる。 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、『連携施設の確保の 例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供 される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力 を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施 設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する と市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上 の取り扱いを具体的にかつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育 の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の病氣・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自 社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設 として認めることが可能か)	○保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考 えられる。 ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外 規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の 16第1項および第2項、 家庭的保育事業等の 設備及び運営に関す る基準第6条、家庭的 保育事業等の設備及 び運営に関する基準 の運用上の取り扱い について(雇児発0905 第2号)、練馬区家庭 的保育事業等の設備 および運営の基準に 関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会		盛岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
275	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等 による連携施設の確 保についての経過措 置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携 施設の確保について、経過措置 期間を延長すること。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業 者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」 にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付 けられている。 本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各 区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を 図っているところである。 しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所お よび認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育 事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保 育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、 全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保すること ができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービ スの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点に より待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。	児童福祉法第34条の 16第1項および第2項、 家庭的保育事業等の 設備及び運営に関す る基準第6条、練馬区 家庭的保育事業等の 設備および運営の基 準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会		盛岡市、仙台 市、須賀川市、 神奈川県、豊田 市、大阪市、神 戸市、西宮市、 倉敷市、沖縄 県、那覇市	○本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して 行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新た に3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての 協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日まで となっている経過措置期間の延長を希望する。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利 用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組 みにも大きな支障となる。 ○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間 保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設 として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒 園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。 ○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措 置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、 卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、 確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経 過措置の延長を求める。 ○本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による 支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しか し、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していること もあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スムーズ に保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、 市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
276	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。 経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができることとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。 本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。 このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定子ども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。 (大分県の実況) ・31年度末までに受講しなければならない人数：529人(A) ・31年度末までに確実に受講できる人数：340人(B) ・未受講となるおそれのある者：189人(C=A－B)	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可から5年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局：大分県) 【添付資料】 「幼稚園教諭免許更新講習ニーズ調査結果」	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行っているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており改正を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者もいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところですが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えられます。ついでには、経過措置期間終了後に幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する保育士が不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間中の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくるが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されたとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていることは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本府においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日まで14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
278	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の 資格取得制度等の見 直し	放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準が定める 放課後児童支援員の資格要件に 係る実務経験年数の短縮 【参考】 基準省令第10条第2項第3号 「2年以上児童福祉事業に従事し た者」 同条第9号 「2年以上放課後児童健全育成事 業に類似する事業に従事し市町 村長が適当と認めた者」 同条第10号 「5年以上放課後児童健全育成事 業に従事し市町村長が適当と認 めた者」	基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了 した者でなければならないとされている。 当該研修の受講要件は複数あるが、このうち「実務経験年数」については、短 縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。 具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が 放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2名以上)が難しく なる事態が生じている。 また、放課後児童支援員たるべき人材の要素を備えるためには、必ずしも2年 という期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や 他の職員からの信頼関係等を踏まえて総体的に判断されるべきものとする。	資格取得のための実務経験年数が短くなることで、資格取得対象者が増 え、現在の人材不足の問題(人員配置の困難さ)を解消する一助となる。 支援員の人材不足が深刻な中、放課後児童クラブの待機児童解消のため にも効果があると考える。	放課後児童健全育 成事業の設備及び運営 に関する基準	厚生労働省	九州地方知 事会	九州地方知事会共同提案 (事務局：大分県) なお、提案元の佐賀県で は、放課後児童クラブを有 する全市町(19市町)が本提 案に賛同	秋田県、ひたち なか市、多治見 市、山県市、西 宮市、広島市、 高知県、松浦市	○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要 とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件 の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の 確保が容易になる。 ○提案と同様に、有資格者が退職した後すぐに支援員が確保できない場合には設備及 び運営の基準に合致しない状況となることから、人員配置の困難さの解消は必要と考 える。ただし、支援員の質の確保の観点から、現在の実務経験年数よりも短い期間を設定 する場合には、同じクラブに継続して勤務する場合などの条件を付し、実務に基づくノ ウハウや児童等との信頼関係が醸成されていることなどをある程度明確に判断できる場合 に限るべきと考える。 ○本市においても、放課後児童支援員の確保に大変苦慮しているところであり、「実務 経験年数」の短縮によって人材確保の幅を広げるなどの抜本的な対策を講じない限り、 近い将来、安定的な事業の継続に支障が生じるおそれがある。 ○人口規模の小さい町村においては、資格取得者の退職に伴う職員補充に当たり、保 育士等の有資格者をすぐに確保することは難しく、無資格者を採用せざるを得ない場合 がある。この場合、放課後児童支援員資格を取得するためには、基準省令第10条第3項 第3号に該当するために2年間の実務経験が求められることとなるが、その間に基準省 令上の職員配置が困難となる。 ○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定 管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。 ○本市においても、都道府県認定資格研修を受講した者が継続するケースが多く見受 けられる。今後、有資格者が継続した場合、研修を受講するまでの間、支援員の配置が 困難となるケースも想定されることから、実務経験年数の短縮など受講可能要件の緩和 は人員不足の問題解消につながるものと考える。 ○本市においても放課後児童健全育成事業の利用希望者の増に伴い、定員拡大に取り 組んでいるが、定員拡大に伴う職員の確保が年々厳しくなっている。一方で、放課後児 童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく、質の確保も必要であると考 える。 ○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している 等、特に中山間地域で人材が不足している。そのような中、認定資格受講希望者はいる が受講要件(勤務年数等)を満たしていないため要件緩和があると良い、という声もいた だいている。本制度において、規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後 児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見 直されるべきと考える。
279	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	要保護状態にある外 国人が属する国の領 事館等に対する、保 護制度適用の確認事 務の廃止	領事館等に対する保護制度適 用の確認について、これまで確認 したすべての国で保護措置が無 く、また、定期的に調査を行っても 未回答の国があり、確認事務自 体が形骸化しているため、当該事 務の廃止を求めるもの。	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申 請書等を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の 領事館等に対し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、そ の結果を保護の実施機関に通知することとなっている。 ○本県がこれまで確認した全ての国(中国など7か国)が、保護措置は無いと の回答であり、確認自体が形骸化している。 ○照会しても、当該年度で最初の照会のみ回答し、その後は未回答の国(韓 国)もある。 ○本県では年間20件程度の確認を実施している(1件の確認には2週間程度 要している状況)。 ○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8 日厚生省社会局長通知)は、自治体に対して、当分の間、外国人に対しても生 活保護法に準じて保護を行うことを定めたものであり、この通知に基づき事務 処理を行っている状況にある。	○事務負担等の軽減 事務を廃止することにより、福祉事務所及び県本庁における業務の効率化 及び郵送料の軽減に繋がる。 ○事務処理の迅速化 外国人についても、生活保護法に準じ処理することが求められている。領 事館等の回答を待つこともなく、預貯金等調査終了後、速やかに保護決定が 可能となり、事務処理の迅速化に繋がる。	生活に困窮する外国 人に対する生活保護 の措置について(昭和 29年5月8日厚生省社 会局長通知)記1(3) (4)	厚生労働省	九州地方知 事会	九州地方知事会共同提案 (事務局：大分県)	宮城県、ひたち なか市、所沢市、 千葉県、大和 市、新潟市、浜 松市、京都府、 堺市、香川県、 熊本市	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を 都道府県に報告するとともに、報告を受けた都道府県は、その外国人が属する国の領 事館等に対し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その結果を保 護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答 である。また、年間5件程度の確認を実施しているおり、1件に係る確認には2週間程度 要している状況である。このような状況で有り、事務を廃止することにより、福祉事務所 及び本庁における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がるものと考えられる。 ○外国人についても生活保護法に準じ迅速な処理をすることが求められているため、要 保護状態の外国人の申請を都道府県に報告し、その属する国の代表部若しくは領事館 等の回答を待って保護を決定した事例はない。 ○領事館等に対し確認を行っても保護措置がなく、事務を廃止することにより福祉事務 所及び県本庁における事務負担の軽減に繋がる。 ○国によっては、回答までかなりの時間を要し、保護決定までの期間に影響を与えて いる。 また、本市でも、回答があった全ての国で保護措置は無しであり、照会は形骸化して いる。 ○県においても、年間数件ではあるが、当該事務を実施している。過去10年間に おいて、保護措置があるとの回答は無い。事務が形骸化しており、廃止にすべきだと考える。 ○本市においては特定の国籍の外国人からの保護申請が多く、領事館等に対する確認 が既に形骸化している状況。 ○本県では年間照会数は少ないが、照会する国がほぼ同じであるため、対応が個々に よって異なるものではないと、認識しており機械的照会になっているのが現実である。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
281	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。	県内で、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。 収監先について法務局に問い合わせたところ、「法的な調査権に基づく照会でなければ回答できない」とのこと。 そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。 また、保育士登録証の返納も求めることができなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。 現状、都道府県は、本籍地である市町村への犯歴照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。	法に定める保育士の要件を満たさなくなった者に対する取消し事務から登録証の返納に至るまでの事務を確実に進めることができるようになる。 取消し処分を受けた者から確実に登録証を返納させることは、本来その資格を持たないものが児童の保育にあたってしまうリスクを回避することにもつながり、住民の安全・安心につながる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則	法務省、厚生労働省	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 将来世代応援知事同盟共同提案(事務局:徳島県)	山県市、松浦市	—
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の見直し	自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	自己負担上限額管理制度(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理票に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。 このことは、管理票を交付する県のみならず、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関においても多大な負担を強いられているとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するとの声もある。 例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レセプト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	制度を運営する都道府県、医療機関、患者の負担軽減となる。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	厚生労働省	香川県		群馬県	○本県においても、自己負担上限額管理制度は、患者、医療機関及び県の負担は、大きくなっている。自己負担管理を医療機関で完結できる制度の構築が望ましい。 ○自己負担上限額管理制度は、医療機関における負担となっており、記載誤りがあることや、記載方法が複雑で行政への問合せも多い。 しかしながら、医療機関ごとに自己負担上限額を設定した場合、複数医療機関を受診される受給者の方の自己負担額が増え、現行制度より不利益となることが考えられる。 また、複数医療機関の医療費合算が自己負担上限月額を超えた場合、療養費申請で対応する運用とする場合、療養費申請の手続きを行うために、申請者、医療機関及び行政の負担が増える可能性がある。 ○自己負担上限額管理票記載モレや、記載過りにより、上限額が適切に管理されず、償還払や医療機関間による調整等を強いられる例がある。現行制度のあり方は改善の余地があると考えられるが、提案内容のように医療機関別に上限額を設定するとした場合、医療機関側としては業務負担軽減となると思われるが、複数料にまたがる受診や院外処方による調剤等、レセプトが複数枚に渡る患者に対してそれぞれ自己負担上限額を設定することは、患者自身の経済的負担増につながると懸念される。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
297	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市		秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。 事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。 特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。 所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっても所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。とよい。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。 しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。 ○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかってることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。
306	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	「次世代育成支援対策施設整備交付金」の手続の簡素化	○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もりと、民間工事請負業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするとされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。	○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。 ○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者におのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に労力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強いっている。	○民間業者の見積もりを廃止することにより、入札前の事前情報提供が必要となり、公平性の確保が図られる。 ○協議・申請に係る手続きの簡素化が図られる。	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1ー2、別表1ー3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)	厚生労働省	指定都市市長会		山梨市、和歌山市、北九州市	○平成29年度の次世代育成支援対策施設整備交付金において大規模修繕の補助協議を行ったが、民間2社の見積もりが必要であったため、業務を発注するわけではないのに、民間業者に無理を言っで見積書の提出をお願いし負担を強いることとなった。本市としても予算用や入札までに事前に民間業者に見積書を徴取することではなく、入札により業者も決定されることから、公的機関の見積もりで問題ないと考える。 ○補助金の申請に係る見積もりを撤すると、入札前の情報提供をすることで、入札時に不公平が生じる。 ○公平性を考え民間事業者からの見積もりが取得できず、工事のスケジュールから交付金の協議を見送った事例あり。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
316	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかと不安を与えている。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案趣旨に賛同】 宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山県市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にすることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止としてほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○対象が高齢者であることから、申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く、市が職権で補記することが多い。 ○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと。 ○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務だけで見ても年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。
319	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。 本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。 指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等にしてもらいたいと要望がある。 支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。 さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。	指定市町村事務受託法人での「要介護認定調査」事務に従事する者に対し、その資格要件を本市と同様とすることで、指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保が容易となり、認定手続きの遅れが軽減されると同時に、さらなる認定手続きの迅速化が図られる。	介護保険法第24条の2第2項	厚生労働省	那覇市		南伊豆町、名古屋市、田原市、神戸市、宮崎市	○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。 ○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。 ○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託している。 しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。 これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。 認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。